

政令第二百六十四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「においては」を「には」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「によつて」を「により」に、「あん分」を「按分^{あん}」に改める。

第六条の九の二第二項第一号及び第二号中「又は連結事業年度」を削り、「第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第六条の十四第一項第四号中「、第五十五条の四第一項」、「第七十二条の三十九の四第一項」及び「第三百二十一条の十一の三第一項」を削る。

第六条の二十三を次のように改める。

（法第二十三条第一項第四号の二口の政令で定める日）

第六条の二十三 法第二十三条第一項第四号の二に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 法第五十三条第一項の規定により申告納付する法人のうち法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの 当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）

二 法第五十三条第二項の規定により申告納付する法人 法第五十二条第二項第二号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）

第六条の二十四を削る。

第六条の二十五の見出し及び同条中「第二十三条第一項第四号の五ホ」を「第二十三条第一項第四号の二ハ」に改め、同条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第八十一条の二十二第一項」、「又は第

四項」及び「又は第三号」を削り、同条第二号中「連結法人」を「法人」に改め、同条を第六条の二十四とする。

第七条の四の二第一項第一号中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加える。

第七条の四の三第二項中「第十四条の十第二項」を「第十四条の六第二項」に改める。

第八条の五第一項中「第六条の二十四第一項」を「第六条の二十三第一号」に改め、同条第二項中「第六条の二十四第二項」を「第六条の二十三第二号」に改める。

第八条の六第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」を削り、「予定申告法人(以下この条「を」予定申告法人(次項及び第四項)に、「当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。))」開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日(法第十三条第一項に規定する六月経過日をいう。次項第一号及び第六項において同じ。)」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「に六」を「に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間(次項及び第三項において「中間期間」という。))の月数」に改め、同条第二項中「適格合併(」を「前項の

場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（」に、「予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には」を「合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）であるときは」に改め、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、」を削り、同項第一号中「（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）及び「中に適格合併がなされた場合」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「終了した」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「又は各連結事業年度」を削り、「当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「第九項若しくは」を「第九項又は」に改め、「又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合」、「又は個別帰属特別控除取戻税額等」及び「又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第

五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。)の課税標準の算定期間(当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。)(次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。)」を削り、同項第二号中「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合」を「中間期間」に、「当該事業年度開始の日から六月の期間」を「当該合併法人の中間期間」に改め、「当該確定法人税割額」の下に「の計算の基礎となつた法人税額の課税標準」を加え、同条第三項中「予定申告法人」を「合併法人」に、「ときは、その」を「ときは、」に改め、「かかわらず、」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同条第六項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」を削り、「当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第七項を削る。

第八条の八の見出し中「第五十三条第二項」を「第五十三条第二項前段」に改め、同条中「第八条の六第七項の規定は法第五十三条第二項」を「第八条の六の規定は、法第五十三条第二項前段」に、「前連結事業年度」を「前事業年度」に改め、「、第八条の六第一項から第六項までの規定は法第五十三条第二項に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところによ

り計算した法人税割額の計算について、それぞれ」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）	の法人
第二項	法第五十三条第一項に 予定申告法人	同項に 同項の法人
第四項	当該予定申告法人	第一項の法人

第八条の九及び第八条の十を次のように改める。

第八条の九及び第八条の十 削除

第八条の十一の見出し中「第五十三条第三項」を「第五十三条第二項後段」に改め、同条第一項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第二項後段」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「同項に規定する六月経過日の前日まで」に改める。

第八条の十二の見出しを「(法第五十三条第三項の欠損金額の範囲)」に改め、同条第一項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第三項」に、「より当該法人」を「より法第五十三条第三項の法人」に、「(同法」を「(法人税法)」に改め、「。以下この項及び第八条の二十一において同じ」及び「(当該法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度(第三項及び第八条の十五において「最初連結事業年度」という。))の開始の日後に法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条、第八条の十五及び第八条の十六において「適格合併等」という。))が行われた場合の欠損金額を除く。」及び法人税法第五十七条第六項の規定により欠損金額とみなされたもの」を削り、「同条第四項及び第五項」を「法人税法第五十七条第四項、第五項又は第九項」に改め、同条第二項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第三項」に、「当該法人の同法第二条第三十七号に規定する青色申告書である確定申告書」を「法第五十三条第三項の法人の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項及び第八条の十六の三第二項において同じ。)」に改め、「又は連結確定申告書(当該法人が同条第十二号の七に規定する連結子法人(以下この節において「連結子法人」という。))である場合には、当該法人との間に同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係(以下この節において「連結完全支配関係」という。))がある同

条第十二号の六の七に規定する連結親法人（以下この節において「連結親法人」という。）の連結確定申告書）を削り、「いる場合」の下に「（法人税法第五十七条第二項の規定により当該法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたものにあつては、同法第五十七条第二項の合併等事業年度について当該法人の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書が提出されている場合）」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第八条の十三の見出しを「（法第五十三条第三項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第五項」を「法第五十三条第三項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る。

第八条の十四及び第八条の十五を次のように改める。

（法人の道府県民税の控除対象通算適用前欠損調整額の特例）

第八条の十四 法第五十三条第三項の法人が法人税法第五十七条第八項に規定する通算承認の効力が生じた日（次条及び第八条の十六の二において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了

の日後に同項に規定する新たな事業（次条及び第八条の十六の二において「新たな事業」という。）を開始した場合における同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額（法第五十三条第三項に規定する通算適用前欠損金額をいう。次条及び第八条の十六の二において同じ。）に係る法第五十三条第四項の規定の適用については、同項中「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度終了の日がある場合には、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日）」とあるのは、「法人税法第五十七条第八項に規定する新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日」とする。

2 法第五十三条第四項に規定する最初通算事業年度（次条において「最初通算事業年度」という。）について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第三項の規定を適用する場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて

同じ。) 終了の日(二以上の最初通算事業年度終了の日がある場合には、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日)とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

(法第五十三条第五項の政令で定める要件)

第八条の十五 法第五十三条第五項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において「被合併法人等」という。)が同項に規定する前十年内事業年度(以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。)のうち法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額(以下この条において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。)に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度(当該通算適用前欠損金額が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされたものである場合にあつては、当該新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度)について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書(法第五十三条第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書をいう。以下こ

の節において同じ。)を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第五項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第三項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第五項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

第八条の十六の見出し中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に改め、同条中「適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等開始の日」を「法第五十三条第五項の法人の合併等事業年度(同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。)開始の日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「当該合併等事業年度等」を「当該合併等事業年度」に、「合併法人等十年前事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該

適格合併等に係る」を削り、「同項に規定する前十年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に、「当該適格合併等が」を「同項の適格合併が」に、「当該適格合併等の日前十年以内に開始した事業年度」を「前十年内事業年度」に、「適格合併等に係る法第五十三条第五項」を「同項」に、「同条第七項に規定する合併等事業年度等が」を「合併等事業年度が」に改め、「。以下この条において同じ」を削る。

第八条の十六の次に次の七条を加える。

（法人の道府県民税の控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例）

第八条の十六の二 法第五十三条第三項の法人が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額に係る法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「通算適用前欠損金額（前項の規定により当該法人の第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額に係る通算適用前欠損金額を除く。）の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度」とあるのは「法人税法第五十七条

第八項に規定する新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度」と、「控除対象通算適用前欠損調整額と」とあるのは「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額と」とする。

(法第五十三条第七項の欠損金額の範囲)

第八条の十六の三 法第五十三条第七項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額には、同条第二項の規定により法第五十三条第七項に規定する被合併法人等（次項、次条及び第八条の十六の五において「被合併法人等」という。）の欠損金額（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたものを含むものとし、法人税法第五十七条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを含まないものとする。

2 法第五十三条第七項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度（法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等を合併法人とする適格合併（以下この項において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等との間に法人税法第五十七条第二項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたもの

にあつては、当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度）について被合併法人等の確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該被合併法人等の確定申告書が提出されている場合における当該欠損金額に限るものとする。

（法第五十三条第七項の政令で定める要件）

第八条の十六の四 法第五十三条第七項に規定する政令で定める要件は、同項の法人が同項に規定する合併等事業年度（次条及び第八条の十六の七において「合併等事業年度」という。）において被合併法人等の前十年内事業年度（同項に規定する前十年内事業年度をいう。以下この条及び次条において同じ。）において生じた合併等前欠損金額（同項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この条において同じ。）について法人税法第五十七条第七項の規定により同条第二項の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に同項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の合併等

前欠損金額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による合併等前欠損金額の引継ぎの特例）

第八条の十六の五 法第五十三条第七項の法人の合併等事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除未済合併等前欠損金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併

法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間（を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法第五十三条第八項の政令で定める額）

第八条の十六の六 法第五十三条第八項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象合併等前欠損調整額の特例）

第八条の十六の七 合併等事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三

条第八項の規定を適用する場合における同条第九項の規定の適用については、同項中「合併等事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

（法人の道府県民税の加算対象通算対象欠損調整額の特例）

第八条の十六の八 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）

の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十一項の規定を適用する場合における同条第十二項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは、

「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

第八条の十七の見出しを「（法第五十三条第十三項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第九項」を「法第五十三条第十三項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る。

第八条の十七の次に次の一条を加える。

（法人の道府県民税の控除対象通算対象所得調整額の特例）

第八条の十七の二 法第五十三条第十三項に規定する通算対象所得金額（次項及び次条において「通算対象所得金額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十三項の規定を適用する場合における同条第十四項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2 法第五十三条第十五項に規定する被合併法人等（次条及び第八条の十九において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該通算対象所得金額に係る法第五十三条第十四項の規定の適用については、同項中「後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

第八条の十八を次のように改める。

（法第五十三条第十五項の政令で定める要件）

第八条の十八 法第五十三条第十五項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十

年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額（以下この条において「控除対象通算対象所得調整額」という。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第十五項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第十三項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第十五項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

第八条の十九の見出し中「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、同条中「

適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日」を「法第五十三条第十五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」に改め、「連結事業年度又は」を削り、「当該合併等事業年度等」を「当該合併等事業年度」に、「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該適格合併等に係る」を削り、「同項に規定する前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度」を「控除未済通算対象所得調整額に係る事業年度」に、「連結事業年度開始の日」を「事業年度開始の日」に、「当該適格合併等が」を「同項の適格合併が」に、「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該適格合併等の日前十年以内に開始した」を削り、「事業年度ごと」を「前十年内事業年度ごと」に、「適格合併等に係る法第五十三条第九項」を「同項」に、「同条第十項に規定する合併等事業年度等が」を「合併等事業年度が」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「連結事業年度と」を「事業年度と」に改める。

第八条の十九の次に次の五条を加える。

（法人の道府県民税の加算対象被配賦欠損調整額の特例）

第八条の十九の二 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）

の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十七項の規定を適用する場合における同条第十八項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは、

「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

（法第五十三条第十九項の政令で定める額）

第八条の十九の三 法第五十三条第十九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の第十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象配賦欠損調整額の特例）

第八条の十九の四 法第五十三条第十九項に規定する配賦欠損金控除額（次項及び次条において「配賦欠損金控除額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十九項の規定を適用する場合における同条第二十項の規定の適用については

、同項中「同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2 法第五十三条第二十一項に規定する被合併法人等（次条及び第八条の十九の六において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該配賦欠損金控除額に係る法第五十三条第二十項の規定の適用については、同項中「後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

（法第五十三条第二十一項の政令で定める要件）

第八条の十九の五 法第五十三条第二十一項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額（以下この条において「控除対象配賦欠損調整額」という。）に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十一項の適格合併又は残

余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第十九項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十一項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象配賦欠損調整額の引継ぎの特例）

第八条の十九の六 法第五十三条第二十一項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除未済配賦欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適

格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

第八条の二十の見出しを「（法第五十三条第二十三項第一号の政令で定める額等）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号」を「法第五十三条第二十三項第一号」に、「第四十二条

の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第五十三条第十二項第二号」を「第五十三条第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五十三条第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条の二十一を次のように改める。

(法第五十三条第二十四項の政令で定める要件)

第八条の二十一 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第二十三項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額（以下この条において「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（以下この条において「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（以下この条において「外国法人の恒久的施設

設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）の計算の基礎となつた欠損金額（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）に係る事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三第十一項に規定する中間期間をいう。）開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十四項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第二十三項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十四項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

第八条の二十二中「適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業

年度等開始の日」を「法第五十三条第二十四項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「当該合併等事業年度等」を「当該合併等事業年度」に、「合併法人等十年前事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該適格合併等に係る」を削り、「同項に規定する前十年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「当該適格合併等が」を「同項の適格合併が」に、「当該適格合併等の日前十年以内に開始した事業年度」を「前十年内事業年度」に、「適格合併等に係る法第五十三条第十二項」を「同項」に、「同条第十三項に規定する合併等事業年度等が」を「合併等事業年度が」に改め、「。以下この条において同じ」を削る。

第八条の二十三の見出しを「（法第五十三条第二十六項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第十五項」を「法第五十三条第二十六項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る。

第八条の二十三の次に次の一条を加える。

(法人の道府県民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例)

第八条の二十三の二 法第五十三条第二十六項に規定する還付対象欠損金額(次項及び次条において「還付対象欠損金額」という。)の生じた事業年度又は中間期間(法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。)後最初に開始する事業年度について法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第二十六項の規定を適用する場合における同条第二十七項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2 法第五十三条第二十八項に規定する被合併法人等(次条及び第九条において「被合併法人等」という。)の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該還付対象欠損金額に係る法第五十三条第二十七項の規定の適用については、同項中「後最初に開始する事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

第八条の二十四を次のように改める。

(法第五十三条第二十八項の政令で定める要件)

第八条の二十四 法第五十三条第二十八項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度(以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。)のうち法第五十三条第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額(以下この条において「控除対象還付対象欠損調整額」という。)に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十八項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第二十六項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十八項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

第九条の見出し中「控除対象個別帰属還付税額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同条中「適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等開始の日」を「法第五十三条第二十八項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」に改め、「連結事業年度又は」を削り、「当該合併等事業年度等」を「当該合併等事業年度」に、「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該適格合併等に係る」を削り、「同項に規定する前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に、「連結事業年度の」を「事業年度の」に、「連結事業年度開始の日」を「事業年度開始の日」に、「当該適格合併等が」を「同項の適格合併が」に、「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該適格合併等の日前十年以内に開始した」を削り、「事業年度ごと」を「前十年内事業年度ごと」に、「適格合併等に係る法第五十三条第十五項」を「同項」に、「同条第十六項に規定する合併等事業年度等が」を「合併等事業年度が」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「連結事業年度と」を「事業年度と」に改める。

第九条の二第一項中「第五十三条第二十項の規定によつて」を「第五十三条第三十二項の規定により」に改め、「以下」の下に「この節において」を加え、同項ただし書中「場合においては」を「場合は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「同条第二十項」を「同条第三十二項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二十項」を「第五十三条第三十二項」に改める。

第九条の三中「によつて」を「により」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度」及び「若しくは法第五十三条第四項の申告書」を削る。

第九条の四第一項第一号中「又は連結事業年度分」を削り、「第五十三条第二十二項若しくは第二十三項」を「第五十三条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同項第二号中「又は連結事業年度分」を削る。

第九条の五第一項中「においては」を「には」に、「又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限後」を「の道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限後」に改め、同項第一号及び第二号中「又は連結事業年度分」及び「又は第四項」を削り、同条第二項中「又は連結事業年度分」を削る。

第九条の六中「又は連結事業年度分」を削る。

第九条の六の二の見出しを「(法第五十三条第三十六項の控除対象所得税額等相当額の控除)」に改め、同条第一項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額」及び「(同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「同条第二十四項の」を「同条第三十六項の」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「同条第七項ただし書」を「同条第六項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同条第二項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第六十六条の七第五項又は第六十八条の九十一第一四項」を「第六十六条の七第四項」に改める。

第九条の六の三の見出しを「(法第五十三条第三十七項の控除対象所得税額等相当額の控除)」に改め、同条第一項中「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額」及び「(同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「同条第二十五項の」を「同条第三十七項の」に、「事業年度又は連結事業年度」を「

業年度（当該法人に係る通算親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係」を「同法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係（第八項において「通算完全支配関係」という。）」に、「連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。第九項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第九項において同じ。）」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に改め、「第八十一条の十五」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第三項中「（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同項第一号中「以下この項」を

「次号」に改め、「(租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)」を削り、「課税対象金額(同法)」を「租税特別措置法」に、「をいう。以下この号において同じ。」(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。)、部分課税対象金額(同法第六十六条の六第六項)を「同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。)、又は金融子会社等部分課税対象金額(同法第六十六条の六第八項)を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」(同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。)」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)」を削り、「課税対象金額(同法第六十六条の九の二第一項)」を「同項」に、「をいう。以下この号において同じ。」(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。)、部分課税対象金額(同法第六十六条の九の二第六項)を「同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」(同

法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。

）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項）を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第四項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第四百二十二条の三」を「第四百二十四条第六項第一号」に改め、同条第五項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の第十五項」を「第五十三条第三十八項」に、「又は」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の第十五項」に規定する連結控除限度個別帰属額」を削り、「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「又は各連結事業年度において課された」を「において課された」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第七項」に、「この条、」を「この項、」に、「第五十七条の二の四」を「第五十七条の二の四第二号ロ」に、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第五十三条第二十六項」を

「第五十三条第三十八項」に、「若しくは同令第九十七条第四項」を「又は同令第九十七条第四項」に改め、「若しくは同令第一百五十五条の三十二第五項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第一百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）」を削り、「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第八項」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、「又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）」を削り、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該被合併法人が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該被合併法人又は」を「事業年度のうしろずれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税

等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該分割法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうち該当分割法人等又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日ににおいて」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「合併前三年内事業年度等の控除限度超過額」を「合併前三年内事業年度の控除限度超過額」に、「合併前三年内事業

年度等の区分」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「又は連結事業年度の控除限度超過額」を「の控除限度超過額」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十二項第二号」を「第二十一項第二号」に、「合併事業年度等」を「合併事業年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に、「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額」を「分割等前三年内事業年度の控除限度超過額」に、「分割等前三年内事業年度等の区分」を「分割等前三年内事業年度の区分」に、「又は連結事業年度の控除限度超過額」を「の控除限度超過額」に改め、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三号中「分割等前三年内事業年度等」を「第二十二項第三号」を「第二十三項第三号」を「第二十二項第三号」に、「分割承継等事業年度等」を「分割承継等事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、

同条第十二項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項」に、「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「第十項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第十項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「法人三年前事業年度等開始日」を「法人三年前事業年度開始日」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第九項第二号」を「第八項第二号」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等の」を「分割等前三年内事業年度の」に、「当該分割等前三年内事業年度等」を「当該分割等前三年内事業年度」に改め、同号イ中「分割等前三年内事業年度等」を「

分割等前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第八項後段」を「第七項後段」に改め、同号イ中「規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号）」を「規定する調整国外所得金額（第二十四項第一号）」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第五百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十五項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第九項」を「第八項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年内以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十七項において同じ。）」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「この項」の下に「及び第二十七項」を加え、「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結

事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「若しくは第四百四十四条の六第一項」を「又は第四百四十四条の六第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、「又は前連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分

割等前三年内事業年度」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「又は連結事業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度における第二十項」を「における第十九項」に、「合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額」を「合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額」に、「合併前三年内事業年度等の区分」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度又は連結事業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度における第二十項」を「における第十九項」に、「分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額」を「分割等前三年内事業年度の区分」に、「分割等前三年内事業年度等の区分」を「分割等前三年内事業年度の区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度」に改め、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、「分割等前三年内事業年度等」を「分割

等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「分割承継等事業年度等」を「分割承継等事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」を「所得等申告法人三年前事業年度開始日」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別調整国外所得金額」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十一項」を「第二十項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法

人事業年度」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「所得等申告法人」を「分割承継法人等」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に、「又は連結事業年度に係る」を「に係る」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に、「第七項ただし書」を「第六項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第八項又は第二十項」を「第七項又は第十九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、同項を同条第二十九項とする。

第九条の八中「第五十三條第三十三項」を「第五十三條第四十四項」に改める。

第九条の八の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第五十三條第三十三項」を「第五十三條第四十四項」に改める。

第九条の八の三の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の四の見出し及び同条第一項中「第五十三條第三十四項」を「第五十三條第四十五項」に改める。

第九条の八の五（見出しを含む。）中「第五十三條第三十五項第三号」を「第五十三條第四十六項第三号」に改める。

第九条の八の六の見出し及び同条第一項中「第五十三條第三十七項」を「第五十三條第四十八項」に改める。

第九条の九の見出し中「第五十三條第三十七項」を「第五十三條第四十八項」に改め、同条第一項中「第五十三條第三十七項」を「第五十三條第四十八項」に、「同条第三十五項」を「同条第四十六項」に改める。

第九条の九の二第一項中「第五十三條第三十八項」を「第五十三條第四十九項」に改める。

第九条の九の三第一項第一号中「第五十三條第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用す

る場合を含む。)の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項」を「第五十三條第四十項(同条第四十一項(同条第四十二項において準用する場合を含む。))の規定によりみなして適用する場合及び同条第四十二項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「)若しくは法第五十三條第四項の申告書が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書)を「以下この号において「法人の道府県民税の確定申告書」という。)が提出された日(当該法人の道府県民税の確定申告書がその提出期限前に提出された場合には当該法人の道府県民税の確定申告書」に改め、「又は法第五十三條第二十九項(同条第三十項(同条第三十一項において準用する場合を含む。))の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書(法人税法第七十四條第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第五十五條第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日)」を削り、同項第二号中「第五十三條第二十八項又は第二十九項」を「第

五十三條第四十項」に、「これらの規定」を「同項」に改める。

第九條の九の四第一項第一号中「この項及び次條第一項において同じ。」を「この号及び次号において同じ。」を「に」、「以下この項に」を「次号及び第三号に」に、「以下この項及び次條第一項において同じ。」の「を」を「次号及び第三号において同じ。」の「に」に改め、同項第三号中「当該條約相手国等」を「條約相手国等」に改める。

第九條の九の五を削る。

第九條の九の六第四項中「（法第五十三條第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）」を削り、同條を第九條の九の五とする。

第九條の九の七中「同條第二項に規定する算定期間」を「法第五十三條第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間」に改め、同條を第九條の九の六とする。

第九條の十第三項中「第五十三條第二十三項」を「第五十三條第三十五項」とする。

第九条の十の二第一項中「第九条の九の六第一項」を「第九条の九の五第一項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第二項中「及び第六項」を削る。

第十五条中「第七十二条の十三第二十四項」を「第七十二条の十三第五項第三号」に改める。

第二十条の二第一項中「第七十二条の十五第一項に規定する」の下に「政令で定める」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される金額のうち政令で定めるものは、これらの金額のうち」を「は、」に、「もので」を「金額で」に改め、同条第二項中「又は当該事業年度以後の事業年度終了の日の属する連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この節において同じ。）の法人税の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この節において同じ。）の計算上損金の額に算入されるべきもの」を削る。

第二十条の二の四第一項中「規定する」の下に「政令で定める」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される金額のうち政令で定めるもの」を削る。

第二十条の二の五第一項中「規定する」の下に「政令で定める」を加え、「又は当該事業年度終了の日の

属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される支払利子の額のうち政令で定めるもの」を削る。

第二十条の二の八第一項中「規定する」の下に「政令で定める」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される支払賃借料のうち政令で定めるもの」を削る。

第二十条の二の十二を次のように改める。

（評価損益の計上のない民事再生等の場合の欠損金額の範囲の特例等）

第二十条の二の十二 法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法施行令第一百七十七条の四及び第一百七十七条の五中「金額から第二号（同項に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）が法第六十四条の七第一項第一号から第三号まで（欠損金の通算）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第三号）に掲げる金額を控除した金額」とあるのは、「金額」として、これらの規定の例によるものとする。

第二十条の二の十三の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「連結申告法人（法

人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の」を削り、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の十八第一項第三号」を「第七十二条の十八第一項第二号」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条の二の十四の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の十八第一項第三号」を「第七十二条の十八第一項第二号」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条の二の十五の見出し中「損金算入限度額等」を「損金算入限度額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の十八第一項第三号」を「第七十二条の十八第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条の二の十六第一項中「連結申告法人以外の」を削り、同条第二項を削る。

第二十条の二の十七の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「又は個別帰属損金

額」を削る。

第二十条の二の十八第一項中「第九項」を「第八項」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第二十条の二の二十第二項中「又は第八十一条の十五」及び「又は個別帰属損金額」を削り、同条第五項中「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間」を「法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（第二十条の二の二十二第一号において「中間期間」という。）」に改める。

第二十条の二の二十二第一号中「同項ただし書に規定する期間」を「中間期間」に改め、同条第二号中「又は第六十八条の四十一」を削る。

第二十条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号」を「第七十二条の二十三第一項」に改め、「連結申告法人以外の」を削り、「算定する場合には」の下に「、法人税法施行令第百十二条の二第六項から第八項の規定の例によらないものとし」を加え、「上欄」を「第一欄に掲げる法令の同表の第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同項の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

法人税法		第五十七条第十 一項第一号イ	もの及び同条第六項に規定する大通算法人 及び同項に規定する大通算法人を除く	もの を除く
法人税法 第五十七条第十 一項第三号		及び当該内国法人が通算法人である場合において他 の通算法人のいずれかの当該各事業年度終了の日の 属する事業年度が当該他の通算法人の設立の日とし て政令で定める日から同日以後七年を経過する日ま での期間内の日の属する事業年度でないときにおけ る当該内国法人並びに		及び
法人税法施行令	第一百十三条の二 第七項	(当該内国法人が通算法人である場合には、他の通 算法人を含む。)に係る		に係る
	第一百十三条の三 第六項	並びに当該法人が通算法人である場合における他の 通算法人(第二十四条の三(資産の評価益の計上が できない株式の発行法人等から除外される通算法人		を除く

）に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資を除く

第二十条の三第二項から第四項までを削る。

第二十一条第一項中「又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条及び第三十二条の三第一項第一号において同じ。）」を削り、「開始した事業年度」の下に「又は中間期間」を加え、「中間期間を含む」を「中間期間をいう」に改め、「生じた欠損金額」の下に「（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「又は個別帰属損金額」、「又は第五十八条第一項本文」及び「又は個別欠損金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

第一欄

第二欄

第三欄

第四欄

法人税法	第五十七条第二項、第三項第一号及び第四項第一号	もの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの	もの
法人税法施行令	第一百十二条第五項第二号	法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに法	法
	第一百十二条第七項	もの及び法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつ	もの

	た金額とされたもの)	
<p>第百十三条第一 項第一号</p>	<p>及び法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに</p>	及び
<p>第百十三条第五 項第二号</p>	<p>、法第五十八条 及び法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金</p>	<p>及び法第五 十八条 並びに</p>

額とされたもの)並びに

第二十一条第三項中「規定する完全支配関係」の下に「(以下この項において「完全支配関係」という。)
」を加える。

第二十一条の二中「又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額」を削る。

第二十一条の二の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の二十三第一項第三号」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の二の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の二十三第一項第三号」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の三の見出し中「損金算入限度額等」を「損金算入限度額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の二十三第一項第三号」を「第七十二条の二十三第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の四第一項中「連結申告法人以外の」を削り、同条第二項を削る。

第二十一条の五の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「又は個別帰属損金額」を削る。

第二十一条の六第一項中「第九項」を「第八項」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条の九第二項中「又は第八十一条の十五」及び「又は個別帰属損金額」を削る。

第二十四条の四の二中「連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改める。

第二十四条の四の三第一項の表第二項の項中「第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容」の下に「同項各号」を加え、「連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通

算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。次項において同じ。）に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改め、「理由」の下に「法第七十二条の二十五第五項各号」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>第三項</p>	<p>法人</p> <p>招集されない</p>	<p>法人又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算法人</p> <p>招集されないため、当該法人の当該各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の期限までに申告納付することができない</p>
------------	-------------------------	--

第二十四条の四の三第一項の表第四項の項中「若しくは同項」を「法人」に、「若しくは法第七十二

条の二十五第五項」を「法人又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）」に改め、同表第六項の項を削る。

第二十四条の五第二項中「連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改める。

第二十四条の六及び第二十四条の七を削る。

第三十二条の二第二項第一号中「この項及び次条第二項において同じ。」を「この号及び次号において同じ。」を「に、以下この項に」を「次号及び第三号に」に、「以下この項及び次条第二項において同じ。」の「を」を「次号及び第三号において同じ。」の「に改め、同項第三号中「当該条約相手国等」を「条約相手国等」に改める。

第三十二条の三及び第四十五条の三を削る。

第四十五条の四の見出しを「（法第二百九十二条第一項第四号の二口の政令で定める日）」に改め、同条

第一項中「第六条の二十四第一項の」を「第六条の二十三の」に、「第二百九十二条第一項第四号の五ロ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ロ」に、「第六条の二十四第一項中」を「第六条の二十三第一号中」「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第三百十二条第三項第一号」との下に「、同条第二号中」「第五十三条第二項」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と、「第五十二条第二項第二号」とあるのは「第三百十二条第三項第二号」とを加え、同条第二項を削り、同条を第四十五条の三とする。

第四十五条の五の見出し中「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ハ」に改め、同条中「第六条の二十五」を「第六条の二十四」に、「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ハ」に、「法第五十三条第一項」を「第五十三条第一項」に、「法第三百二十一条の八第一項」を「第三百二十一条の八第一項」に、「法第五十二条第二項第一号」を「第五十二条第二項第一号」に、「法第三百十二条第三項第一号」を「第三百十二条第三項第一号」に、「法第五十三条第二項」を「第五十三条第二項」に、「法第三百二十一条の八第二項」を「第三百二十一条の八第二項」に改め、同条を第四十五条の四とする。

第四十七条の二第二項中「第十四条の十第二項」を「第十四条の六第二項」に改める。

第四十八条の二第一項中「第四十五条の四第一項」を「第四十五条の三」に、「第六条の二十四第一項に規定する」を「第六条の二十三第一号に掲げる」に改め、同条第二項中「第四十五条の四第二項」を「第四十五条の三」に、「第六条の二十四第二項に規定する」を「第六条の二十三第二号に掲げる」に改める。

第四十八条の十中「第八条の六第一項から第六項までの規定は」を「第八条の六の規定は、」に改め、「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」及び「、第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、それぞれ」を削り、「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、同条第二項第一号中「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」とを「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項に」とに、「道府県」を「道府県に」に、「市町村」とを「市町村に」と、「関係道府県」とあるのは「関係市町村」とに改め、「、同条第七項中「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十

一条の八第一項」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」とを削る。

第四十八条の十の三の見出し中「第三百二十一条の八第二項」を「第三百二十一条の八第二項前段」に改め、同条中「第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第二項に規定する前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、第八条の六第一項から第六項までの規定は法第三百二十一条の八第二項」を「第八条の六の規定は、法第三百二十一条の八第二項前段」に、「当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度」を「前事業年度」に改め、「、それぞれ」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる第八条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）	の法人
第二項	法第五十三条第一項に 予定申告法人	同項に 同項の法人

第四項	当該予定申告法人 道府県に 関係道府県	第一項の法人 市町村に 関係市町村
第六項	第五十三條第一項	第三百二十一条の八第一項

第四十八條の十の四及び第四十八條の十の五を削る。

第四十八條の十の六の見出し中「第三百二十一条の八第三項」を「第三百二十一条の八第二項後段」に改め、同条中「第三百二十一条の八第三項」を「第三百二十一条の八第二項後段」に、「法第五十三條第二項」を「第五十三條第二項」に、「法第三百二十一条の八第二項」を「第三百二十一条の八第二項」に改め、同条を第四十八條の十の四とする。

第四十八條の十一の見出しを「（法第三百二十一条の八第三項の欠損金額の範囲）」に改め、同条中「第三百二十一条の八第五項に」を「第三百二十一条の八第三項に」に改め、「又は同法第五十八條第一項の災害損失欠損金額」を削り、「法第五十三條第五項」を「第五十三條第三項の」に、「法第三百二十一条の八第五項」を「第三百二十一条の八第三項の」に改め、「法第五十三條第七項」とあるのは「法

第三百二十一条の八第七項」とを削る。

第四十八条の十一の二の見出しを「(法第三百二十一条の八第三項の政令で定める額)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第三百二十一条の八第五項」を「法第三百二十一条の八第三項」に、「第八条の十三第一項」を「第八条の十三」に改め、同条第二項を削る。

第四十八条の十一の三の見出し中「に係る控除対象個別帰属調整額」を「の控除対象通算適用前欠損調整額」に改め、同条中「第八条の十四」を「第八条の十四第一項」に、「法第三百二十一条の八第五項の法人を同条第七項に規定する被合併法人等とする特例適格合併等が行われた場合」を「法第三百二十一条の八第三項の法人が法人税法第五十七条第八項に規定する通算承認の効力が生じた日(第四十八条の十一の六において「通算承認の効力が生じた日」という。)の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(第四十八条の十一の六において「新たな事業」という。)を開始した場合における同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額(法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額をいう。第四十八条の十一の六において同じ。)」に、「法第五十三条第五項」を「第五十三条第四項」に、「法第三百二十一条の八第五項」を「第三百二十一条の八第四項」に改め、「法第五十三条第六項」とある

のは「法第三百二十一条の八第六項」と」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第八条の十四第二項の規定は、法第三百二十一条の八第四項に規定する最初通算事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第三項の規定を適用する場合について準用する。

第四十八条の十一の四の見出しを「（法第三百二十一条の八第五項の政令で定める要件）」に改め、同条中「第三百二十一条の八第七項に」を「第三百二十一条の八第五項に」に、「法第五十三条第七項」を「第五十三条第四項」に、「法第三百二十一条の八第七項」を「第三百二十一条の八第四項」に改め、「法人の道府県民税の確定申告書」の下に「（法第五十三条第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書」を、「法人の市町村民税の確定申告書」の下に「（法第三百二十一条の八第五項に規定する法人の市町村民税の確定申告書」と、「その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第五項」とあるのは「第三百二十一条の八第五項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告

書」を加える。

第四十八条の十一の五の見出し中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に改め、同条中「第三百二十一条の八第七項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第五項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「同条第七項」を「合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項」に、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に、「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）」を「のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるとき」に改め、同条後段を削る。

第四十八条の十一の十四の見出し中「控除対象個別帰属還付税額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同条中「第三百二十一条の八第十六項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十五項」を「第三百二十一条の八第二十八項」に、「同条第十六項」を「合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項」に、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に、「連結事業年度」を「事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるとき」に改め、同条後段を削り、同条を第四十八条の十一の二十八とする。

第四十八条の十一の十三の見出しを「（法第三百二十一条の八第二十八項の政令で定める要件）」に改め

、同条中「法第三百二十一条の八第十六項」を「法第三百二十一条の八第二十八項」に、「法第五十三条第十六項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十六項」と、「法第五十三条第十五項」を「第五十三条第二十七項」に、「法第三百二十一条の八第十五項」と、「」を「第三百二十一条の八第二十七項」と、「」の日の属する事業年度以後において連続して」に、「法人の市町村民税の確定申告書」を「の日の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第二十八項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十八項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」に改め、同条を第四十八条の十一の二十七とする。

第四十八条の十一の十二の見出しを「(法第三百二十一条の八第二十六項の政令で定める額)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第三百二十一条の八第十五項」を「法第三百二十一条の八第二十六項」に、「第八条の二十三第一項」を「第八条の二十三」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十八条の十一の二十五とし、同条の次に次の一条を加える。

(法人の市町村民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例)

第四十八条の十一の二十六 第八条の二十三の二第一項の規定は、法第三百二十一条の八第二十六項に規定

する還付対象欠損金額（次項において「還付対象欠損金額」という。）の生じた事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）後最初に開始する事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第二十六項の規定を適用する場合について準用する。

2 第八条の二十三の二第二項の規定は、法第三百二十一条の八第二十八項に規定する被合併法人等（第四十八条の十一の二十八において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該還付対象欠損金額について準用する。

第四十八条の十一の十一中「第三百二十一条の八第十三項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十二項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に、「同条第十三項」を「合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年

度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項」に改め、「事業年度」の下に「のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるとき」を加え、同条後段を削り、同条を第四十八条の十一の二十四とする。

第四十八条の十一の十の見出しを「（法第三百二十一条の八第二十四項の政令で定める要件）」に改め、同条中「、法第三百二十一条の八第十三項」を「、法第三百二十一条の八第二十四項」に、「法第五十三条第十三項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十三項」と、「法第五十三条第十二項第一号」を「第五十三条第二十三項第一号」に、「法第三百二十一条の八第十二項第一号」と、「」を「第三百二十一条の八第二十三項第一号」と、「の日の属する事業年度以後において連続して」に、「法人の市町村民税の確定申告書」を「の日の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中

「第五十三条第二十四項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」に改め、同条を第四十八条の十一の二十三とする。

第四十八条の十一の九の見出しを「(法第三百二十一条の八第二十三項第一号の政令で定める額等)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項第一号」を「法第三百二十一条の八第二十三項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三百二十一条の八第十二項第二号」を「第三百二十一条の八第二十三項第二号」に、「第八条の二十第三項」を「第八条の二十第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三百二十一条の八第十二項第三号」を「第三百二十一条の八第二十三項第三号」に、「第八条の二十第四項」を「第八条の二十第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第四十八条の十一の二十二とする。

第四十八条の十一の八の見出し中「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、同条中「第三百二十一条の八第十項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第九項」を「第三百二十一条の八第十五項」に、「同条第十項」を「合併等事業年度(同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。)開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度(当該合併等事業年度

が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度（開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項）に、「控除未済個別帰属税額の生じた連結事業年度」を「控除未済通算対象所得調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるとき」に改め、同条後段を削り、同条を第四十八条の十一の十六とし、同条の次に次の五条を加える。

（法人の市町村民税の加算対象被配賦欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の十七 第八条の十九の二の規定は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十七項の規定を適用する場合について準用する。

（法第三百二十一条の八第十九項の政令で定める額）

第四十八条の十一の十八 法第三百二十一条の八第十九項に規定する政令で定める額は、第八条の十九の三に規定する金額とする。

(法人の市町村民税の控除対象配賦欠損調整額の特例)

第四十八条の十一の十九 第八条の十九の四第一項の規定は、法第三百二十一条の八第十九項に規定する配賦欠損金控除額（次項において「配賦欠損金控除額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十九項の規定を適用する場合について準用する。

2 第八条の十九の四第二項の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項に規定する被合併法人等（第四十条の十一の二十一において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該配賦欠損金控除額について準用する。

(法第三百二十一条の八第二十一項の政令で定める要件)

法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

第四十八条の十一の七の見出しを「（法第三百二十一条の八第十五項の政令で定める要件）」に改め、同条中「第三百二十一条の八第十項」を「第三百二十一条の八第十五項」に、「法第五十三条第十項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十項」と、「法第五十三条第九項」を「第五十三条第十四項」に、「法第三百二十一条の八第九項」と、「」を「第三百二十一条の八第十四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して」に改め、「市町村民税の確定申告書」の下に「を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第十五項」とあるのは「第三百二十一条の八第十五項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」を加え、同条を第四十八条の十一の十五とする。

第四十八条の十一の六の見出しを「（法第三百二十一条の八第十三項の政令で定める額）」に改め、同条

第一項中「法人税額に係る法第三百二十一条の八第九項」を「法第三百二十一条の八第十三項」に、「第八条の十七第一項」を「第八条の十七」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十八条の十一の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（法人の市町村民税の控除対象通算対象所得調整額の特例）

第四十八条の十一の十四 第八条の十七の二第一項の規定は、法第三百二十一条の八第十三項に規定する通算対象所得金額（次項において「通算対象所得金額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十三項の規定を適用する場合について準用する。

2 第八条の十七の二第二項の規定は、法第三百二十一条の八第十五項に規定する被合併法人等（第四十八条の十一の十六において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該通算対象所得金額について準用する。

第四十八条の十一の五の次に次の七条を加える。

(法人の市町村民税の控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例)

第四十八条の十一の六 第八条の十六の二の規定は、法第三百二十一条の八第三項の法人が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額について準用する。この場合において、第八条の十六の二中「第五十三条第六項」とあるのは、「第三百二十一条の八第六項」と読み替えるものとする。

(法第三百二十一条の八第七項の欠損金額の範囲)

第四十八条の十一の七 第八条の十六の三の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額について準用する。この場合において、第八条の十六の三第一項中「より法第五十三条第七項」とあるのは「より法第三百二十一条の八第七項」と、同条第二項中「第五十三条第七項の」とあるのは「第三百二十一条の八第七項の」と読み替えるものとする。

(法第三百二十一条の八第七項の政令で定める要件)

第四十八条の十一の八 第八条の十六の四の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する政令で定める

要件について準用する。この場合において、第八条の十六の四中「添付した法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「添付した法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第七項」とあるのは「第三百二十一条の八第七項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による合併等前欠損金額の引継ぎの特例）

第四十八条の十一の九 第八条の十六の五の規定は、法第三百二十一条の八第七項の法人の合併等事業年度の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条及び第四十八条の十一の十一において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日（同項に規定する合併等事業年度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済合併等欠損金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度

が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

（法第三百二十一条の八第八項の政令で定める額）

第四十八条の十一の十 法第三百二十一条の八第八項に規定する政令で定める額は、第八条の十六の六に規定する金額とする。

（法人の市町村民税の控除対象合併等前欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の十一 第八条の十六の七の規定は、合併等事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第八項の規定を適用する場合について準用する。

（法人の市町村民税の加算対象通算対象欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の十二 第八条の十六の八の規定は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十八条の十二第一項中「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「
 によつて」を「により」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ
 る字句に読み替えるものとする。

第九條の二第一 項	道府県知事	市町村長
第九條の二第二 項ただし書	第五十五条第一項 当該道府県民税	第三百二十一条の十一第一項 当該市町村民税
第九條の二第二 項第一号	道府県内	市町村内
第九條の二第二 項	第五十三条第一項 道府県民税に	第三百二十一条の八第一項 市町村民税に

第九條の六	項	第九條の五第二	項第二号イ(2)	第九條の五第一	項第二号	第九條の五第一	項第一号	第九條の五第一	項
道府県民税額	道府県民税で	道府県知事	第五十五条第二項	道府県民税の法第五十三条第一項	道府県民税の法第五十三条第一項	道府県民税の法第五十三条第一項	第五十五条第二項	道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限後	第五十三条第一項又は
市町村民税額	市町村民税で	市町村長	第三百二十一条の十一第二項	市町村民税の法第三百二十一条の八第一項	市町村民税の法第三百二十一条の八第一項	市町村民税の法第三百二十一条の八第一項	第三百二十一条の十一第二項	市町村民税の法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書の提出期限後	第三百二十一条の八第一項又は

第四十八条の十二第二項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額（法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額」を削り、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書」を削る。

第四十八条の十二の二の見出しを「（法第三百二十一条の八第三十六項の控除対象所得税額等相当額の控除）」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額」及び「（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第二十四項の」を「同条第三十六項の」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「第九条の七第八項」を「第九条の七第七項」に、「第四十八条の十三第八項ただし書」を「第四十八条の十三第七項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同条第二項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第六十六条の七第五項

又は第六十八条の九十一第四項」を「第六十六条の七第四項」に改める。

第四十八条の十二の三の見出しを「(法第三百二十一条の八第三十七項の控除対象所得税額等相当額の控除)」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額」及び「(同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「同条第二十五項の」を「同条第三十七項の」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「第九条の七第八項」を「第九条の七第七項」に、「次条第八項ただし書」を「次条第七項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同条第二項中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に、「第四項、第二十二項若しくは第三十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に改める。

第四十八条の十三第一項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、「並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、同条第二項中「又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が」を「において課された外国の法人税等の額

が」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に改め、「第八十一条の十五」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一 条の八第三十八項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一 条の八第三十八項」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、「（租税特別措置法第六十六条の七第二 項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）」を削り、「課税対象金額（同法）」を「租税特別措置法」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同 法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分 課税対象金額（同法第六十六条の六第六項）を「同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）、又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項）を「又は同条第八項」に改め、「を いう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会 社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（同法第

六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。」を削り、「課税対象金額（同法第六十六条の九の二第一項）を「同項」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項）を「同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項）を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第四項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第四百四十二条の三」を「第四百四十四条第六項第一号」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三百二十

一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は各連結事業年度において課された」を「において課された」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、「又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）」を削り、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該被合併法人が法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人（以下この項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうち当該被合併法人又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人（同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完

全支配関係をいう。以下この条及び第四十八条の十五の五第四項において同じ。」を「同条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係（次号において「通算完全支配関係」という。）」に、「連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次号において同じ。）」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該分割法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうち当該分割法人等又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国

の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「合併前三年内事業年度等の控除限度超過額」を「合併前三年内事業年度の控除限度超過額」に、「合併前三年内事業年度等の区分」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「又は連結事業年度の控除限度超過額」を「の控除限度超過額」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十三項第二号」を「第二十二項第二号」に、「合併事業年度等」を「合併事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に、「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額」を「分割等前三年内事業年度の控除限度超過額」に、「分割等前三年内事業年度等の区分」を「分割等前三年内事業年度の区分」に改め、同項第一号中「分割等前三年内

事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十四項第三号」を「第二十三項第三号」に、「分割承継等事業年度等」を「分割承継等事業年度」に改め、同項を同条第十項を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第九項」を「第八項」に、「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「第十一項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第九項」を「第八項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第十一項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「法人三年前事業年度等」を開始日」を「法人三年前事業年度開始日」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被

合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十項第二号」を「第九項第二号」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等の」を「分割等前三年内事業年度の」に、「当該分割等前三年内事業年度等」を「当該分割等前三年内事業年度」に改め、同号イ中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第九項後段」を「第八項後段」に改め、同号イ中「規定する調整国外所得金額（第二十六項第一号）を「規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号）」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十六項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十項」を「第九項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第

二十八項において同じ。」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「この項」の下に「及び第二十八項」を加え、「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第九項」を「第八項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「若しくは第四百四十四条の六第一項」を「又は第四百四十四条の六第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人（同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）」

を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、「又は前連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「又は連結事業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度における第二十一項」を「における第二十二項」に、「合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「定める外国法人税等額」に、「合併前三年内事業年度の区分」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「合併事業年度等」を「合併事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十一項」に、「又は連結事

業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度における第二十一項」を「における第二十項」に、「分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額」を「分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額」に、「分割等前三年内事業年度の区分」を「分割等前三年内事業年度の区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度」に改め、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「分割承継等事業年度等」を「分割承継等事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」を「所得等申告法人三年前事業年度開始日」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二

十六項中「第二十二項第二号」を「第二十一項第二号」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別調整国外所得金額」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十二項」を「第二十一項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「所得等申告法人」を「分割承継法人等」に、「第二十二項」を「第二十一項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第二十一項」を「第二十項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第三百二十一

条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「又は連結事業年度に係る」を「に係る」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に、「第八項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第九項又は第二十一項」を「第八項又は第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、同項を同条第三十項とする。

第四十八条の十四中「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第四十四項」に改める。
第四十八条の十四の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第四十四項」に改める。

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第三十四項」を「第三百二十一条の八第四十五項」に改める。

第四十八条の十四の四の見出し中「第三百二十一条の八第三十四項」を「第三百二十一条の八第四十五項」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十四項」を「第三百二十一条の八第四十五項」に、「同

条第三十四項」を「同条第四十五項」に改める。

第四十八条の十四の五（見出しを含む。）中「第三百二十一条の八第三十五項第三号」を「第三百二十一条の八第四十六項第三号」に改める。

第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第三十七項」を「第三百二十一条の八第四十八項」に改める。

第四十八条の十四の七の見出し中「第三百二十一条の八第三十七項」を「第三百二十一条の八第四十八項」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十七項」を「第三百二十一条の八第四十八項」に、「同条第三十五項」を「同条第四十六項」に改める。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第三十八項」を「第三百二十一条の八第四十九項」に改め、同条第三項中「読み替えて」を削る。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第三百二十一条の八第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項）を「第三百二十一条の八第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなし

て適用する場合及び同条第四十二項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「）若しくは法第三百二十一
十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれら
の申告書」を「以下この号において「法人の市町村民税の確定申告書」という。）が提出された日（当該法
人の市町村民税の確定申告書がその提出期限前に提出された場合には当該法人の市町村民税の確定申告書」
に改め、「又は法第三百二十一條の八第二十九項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を
含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号におい
て同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経
過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度と同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人
税法第七十四条第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限
る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限
、法第三百二十一條の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）」を削り、同項第二
号中「第三百二十一條の八第二十八項又は第二十九項」を「第三百二十一條の八第四十項」に改める。

第四十八條の十五の三第一項第一号中「この項及び次条第一項において同じ。」を「この号及び次号

において同じ。)を」に、「以下この項に」を「次号及び第三号に」に、「以下この項及び次条第一項において同じ。)の」を「次号及び第三号において同じ。)の」に改め、同項第三号中「当該条約相手国等」を「条約相手国等」に改める。

第四十八条の十五の四を削る。

第四十八条の十五の五第四項中「(法第三百二十一条の八第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下この項において「連結子法人」という。

)の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)」を削り、同条を第四十八条の十五の四とする。

第四十八条の十六中「法」を「第九条の九の六の規定は、法」に、「は、第九条の九の七に規定する事務所又は事業所とする」を「について準用する」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の九の六中「第五十三条第一項」とあるのは、「第三百二十一条の八第一項」と読み替えるものとする。

第四十八条の十六の二第三項中「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第四十八条の十六の三第一項中「第四十八条の十五の五第一項」を「第四十八条の十五の四第一項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第二項中「及び第六項」を削る。

第五十六条の八十九第一項中「金額は、三十三万円」を「金額は、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の

収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に改め、「(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。)」を削り、「場合には、三十三万円」を「場合には、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第二項第二号中「三十三万円」を「四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

第五十七条の二中「第四十八条の十三第三十項」を「第四十八条の十三第二十七項」に改め、同条の表第四十八条の十の項及び第四十八条の十の三の項中「市町村民税」を「市町村に」に、「都民税」を「都道府県に」に、「市町村」を「関係市町村」に、「都道府県」を「関係都道府県」に改め、同表第四十八条

第五十七条の二の表第四十八条の十三第二項の項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同表第四十八条の十三第八項の項中「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第九条の七第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書」を「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」に改め、同表第四十八条の十三第九項を「第四十八条の十三第八項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十八項」に改め、同表第四十八条の十三第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項の項中「第四十八条の十三第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項」を「第四十八条の十三第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項」に改める。

第五十七条の二の二中「第三百二十一条の八第二十四項の」を「第三百二十一条の八第三十六項の」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第一号中「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条の二の四まで及び第五十七条の四において同じ。）」、「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「同条第十一

項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」を「の控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同号ロ中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改める。

第五十七条の二の三中「第三百二十一条の八第二十五項の」を「第三百二十一条の八第三十七項の」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第一号中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の九の三第三項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定

する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」を「の控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第三百二十一項の八第二十五項」を「第三百二十一項の八第三十七項」に改める。

第五十七条の二の四中「準用する法第三百二十一項の八第二十六項」を「準用する法第三百二十一項の八第三十八項」に改め、同条第一号中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」を「において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同号ロ中「又は連結事業年度」を削り、「第三百二十

一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改める。

第五十七条の二の五中「第三項を」を「第二項後段を」に改める。

第五十七条の四中「、連結事業年度」を削り、「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に改める。

附則第三条の二の二第一項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限」及び「若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「いう。以下この条」を「いう。次項」に改め、同条第二項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第五条の三を次のように改める。

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例）

第五条の三 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、

所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二	又は第六十三条第一項	（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租
--	------------	--

十第一項並びに第八

条の二十三

税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。)若しくは第六十三条第一項(平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第六十六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は所得税法等の一部を

第四十八条の十一の	第四十八条の十	
第八條の十三	第八條の六の規定	
附則第五条の三の規定により読み替え	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八條の六第一項及び第二項並びに同条第三項から第六項までの規定	改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項

二			て適用される第八条の十三
第四十八条の十一の 十	第八条の十六の六		附則第五条の三の規定により読み替え て適用される第八条の十六の六
第四十八条の十一の 十三	第八条の十七		附則第五条の三の規定により読み替え て適用される第八条の十七
第四十八条の十一の 十八	第八条の十九の三		附則第五条の三の規定により読み替え て適用される第八条の十九の三
第四十八条の十一の 二十二第一項	第八条の二十第一項		附則第五条の三の規定により読み替え て適用される第八条の二十第一項
第四十八条の十一の 二十五	第八条の二十三		附則第五条の三の規定により読み替え て適用される第八条の二十三

附則第五条の四中「並びに同条第三項、第七項及び第九項」を「及び同条第四項」に改める。

附則第六条の二第四項中「附則第九条第十六項」を「附則第九条第十五項」に改め、「及び第十四項」を

削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第六項中「附則第九条第十九項」を「附則第九条第十八項」に改め、同条第七項中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第十九項」に改め、同条第八項中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改め、同条第九項中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に改める。

附則第十八条の八中「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九」に、「同項第二号中」を「同条第一項中「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と、同条第二項第二号中」に、「法」を「法律」に改める。

附則第三十六条第一項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年二月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三十六条第一項の改正規定 公布の日

二 第五十六条の八十九の改正規定及び附則第十八条の八の改正規定並びに附則第六条の規定 令和三年

一月一日

(更正の請求に関する経過措置)

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下「改正法」という。）附則第五条第四項又は第十三条第四項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「四年新法」という。）第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第二十条の九の三第六項の規定の適用については、同項中「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは、「控除対象還付対象欠損調整額若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三条第六項若しくは第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額」とする。

2 改正法附則第五条第五項又は第十三条第五項において準用する四年新法第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第二十条の九の三第六項の規定の適用について

ては、同項中「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは、「控除対象還付対象欠損調整額若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三条第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額」とする。

3 改正法附則第五条第六項又は第十三条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用がある場合における四年新法第二十条の九の三第六項の規定の適用については、同項中「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは、「控除対象還付対象欠損調整額若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三条第十五項若しくは第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額」とする。

4 附則第四条第四項の規定により所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。次条及び附則第四条において「所得税法等改正法」という。）附則第二十条第一項の規定の例によることとされる場合

における四年新法第二十条の九の三第六項の規定の適用については、同項中「できる欠損金額」とあるのは、「できる欠損金額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第一項の規定により欠損金額とみなされるものを含む。」とする。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等改正法第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。第四項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。第三十四項において「施行日以後事業年度」という。）分の法人の道府県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。第四項及び第七項において「施行日前事業年度」という。）分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税については、この政令による改正前の地方税法施行令（次条第二項及び附則第五条第二項において「旧令」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 四年新法第五十三条第五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十六（次項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度（当該」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業

年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

4 施行日前事業年度において生じた欠損金額（所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この条及び附則第五条において同じ。）（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象通算適用前欠損調整額（四年新法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第五十二条第三項	、同法	、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（第五項及び第六項において「読替え後の

第五十三條第五項		法人税法」という。）
第五十三條第六	<p>（この項</p> <p>第三項の規定は</p> <p>第三項の規定</p> <p>（同法</p> <p>について同法</p>	<p>（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第四項の規定により読み替えられたこの項</p> <p>について読替え後の法人税法</p> <p>（法人税法</p> <p>地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた第三項の規定</p> <p>に法人税法</p>

	新令				
項	第八條の十二第一項				
	通算適用前欠損金額（	法人税法	場合（	につき	同条第二項
の規定により読み替えられた第三項の規定は	通算適用前欠損金額（同条第四項の規定により読み替えられた	読替え後の法人税法	場合（地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた	につき同条第四項の規定により読み替えられた	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「所得税法等改正法」という。）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた

		<p>法人税法（以下この条及び第八条の十四第一項において「読替後の法人税法」という。）第五十七条第二項又は所得税法等改正法附則第二十条第一項</p>
<p>第八條の十二第二項</p>	<p>確定申告書が提出されている場合（法人税法第五十七条第二項</p>	<p>読替後の法人税法第五十七条第四項若しくは第九項又は法人税法第五十七条第五項</p> <p>確定申告書又は当該法人の連結確定申告書（所得税法等改正法第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項において「四年旧法人税法」という。）第二条第三十二号</p>

<p>合併等事業年度</p>	<p>同法</p>
<p>合併等事業年度又は所得税法等改正法附</p>	<p>法人税法</p> <p>に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）（当該法人が四年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人である事業年度にあつては、当該法人との間に同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ。）が提出されている場合（読替後の法人税法第五十七条第二項又は所得税法等改正法附則第二十条第一項</p>

第八條の十五	二項	第八條の十四第		第八條の十四第		
法人税法	同条第四項	法人について法	法第五十三條第三項に	同項の	確定申告書が提出されている場合)	
読替え後の法人税法	法第五十三條第四項	法人について読替え後の法	と。いう。第五十三條第三項に	読替え後の法人税法第五十七條第八項の	確定申告書又は当該法人の連結確定申告書が提出されている場合)	則第二十條第一項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度
			地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第四項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読替え後の法」という。）			

第八條の十六								
事業年度開始の日から	前十年内事業年度ごと	年度開始日の	合併法人等十年前事業	で同項	業年度開始日	事業年度（当該	開始した事業年度	同項の規定に
事業年度又は連結事業年度開始の日から	年度又は連結事業年度ごと	法第五十三条第五項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業	合併法人等十年前事業年度等開始日の	で読替え後の法第五十三条第五項		事業年度又は連結事業年度（当該	開始した事業年度又は連結事業年度	読替え後の法第五十三条第五項の規定に

<p>、同項の法人の合併等 事業年度が設立日（当 該法人の設立の日をい う。）の属する事業年 度である場合において 、被合併法人等十年前 事業年度開始日が当該 設立日以後であるとき は、被合併法人等の当 該設立日の前日の属す る事業年度開始の日（ 当該被合併法人等が当 該設立日以後に設立さ</p>	<p>て、読替え後の法第五十三 条第五項の規定</p>
---	---------------------------------

		第八條の十六の 二		
前項	前項	法人税法	、同項の規定	れたものである場合には、当該設立日の一年前（日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして
前項	前項	読替後の法人税法	係る読替後の法	同条第四項の規定により読み替えられた

5 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	四年新法				
第二欄	第五十三條第三項				
第三欄	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1192 862 1278 1281">十年</td> <td data-bbox="663 862 1192 1281">同法第五十七條第一項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 862 663 1281"> <p>（同法第五十八條第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法</p> </td> <td></td> </tr> </table>	十年	同法第五十七條第一項	<p>（同法第五十八條第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法</p>	
十年	同法第五十七條第一項				
<p>（同法第五十八條第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法</p>					
第四欄	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1192 1281 1278 2004">九年</td> <td data-bbox="663 1281 1192 2004"> <p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二條の規定による改正前の法人税法第五十七條第一項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1281 663 2004"> <p>で、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（次項及び第六項において「読み替え後の法人税法」という。）</p> </td> <td></td> </tr> </table>	九年	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二條の規定による改正前の法人税法第五十七條第一項</p>	<p>で、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（次項及び第六項において「読み替え後の法人税法」という。）</p>	
九年	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二條の規定による改正前の法人税法第五十七條第一項</p>				
<p>で、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（次項及び第六項において「読み替え後の法人税法」という。）</p>					

				第五十三條第五		項	
に同法	第三項の規定	(同法)	ついて同法	(この項)	前十年内事業年度	十年以内	
に法人税法	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第三項の規定	(法人税法)	ついて読替え後の法人税法	(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「地方税法施行令改正令」という。)附則第三条第五項の規定により読み替えられたこの項	前九年内事業年度	九年以内	

新令						
第八條の十二第一項	第五十三條第六項					
法第五十三條第三項に	につき	場合（	法人税法	通算適用前欠損金額（	第三項の規定は	
地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第五項の規定により読み替えられた法	られた	につき同条第五項の規定により読み替えられた	読替え後の法人税法	通算適用前欠損金額（同条第五項の規定により読み替えられた	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第三項の規定は	

<p>法人税法第五十七条第一項</p>	
<p>(以下この節において「読替え後の法」という。) 第五十三条第三項に</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法(以下この節において「平成二十七年旧法人税法」という。)第五十七条第一項</p>	<p>同条第二項若しくは第六項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。)附則第二</p>

		第八條の十二第 二項		
	の法人の 一 項	法人税法第五十七條第 一 項	法第五十三條第三項に	法人税法第五十七條第 四 項、第五項又は第九 項
定する青色申告書である	の法人の法人税法第二條第三十六号に規 定する青色申告書である	平成二十七年旧法人税法第五十七條第一 項	読替え後の法第五十三條第三項に	十條第七項 平成二十七年旧法人税法第五十七條第四 項若しくは第五項又は令和二年所得税法 等改正法附則第二十條第十項の規定によ り読み替えられた法人税法（第八條の十 四及び第八條の十五において「読替え後 の法人税法」という。）第五十七條第九 項

確定申告書が提出され
ている場合（法人税法
第五十七条第二項

確定申告書又は当該法人の連結確定申告
書（令和二年所得税法等改正法第三条の
規定（令和二年所得税法等改正法附則第
一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。
）による改正前の法人税法（以下この項
において「四年旧法人税法」という。）
第二条第三十二号に規定する連結確定申
告書をいう。以下この項において同じ。
）（当該法人が四年旧法人税法第二条第
十二号の七に規定する連結子法人である
事業年度にあつては、当該法人との間に
同条第十二号の七の七に規定する連結完
全支配関係がある同条第十二号の六の七

<p>確定申告書が提出され</p>	<p>の合併等事業年度の 同法第五十七条第二項</p>	<p>(同法)</p>	
<p>確定申告書又は当該法人の連結確定申告</p>	<p>日の翌日の属する事業年度の 十条第七項の最終の連結事業年度終了の くは令和二年所得税法等改正法附則第二 項の合併等事業年度又は同条第六項若し 平成二十七年旧法人税法第五十七条第二</p>	<p>(法人税法)</p>	<p>七項 和二年所得税法等改正法附則第二十条第 第五十七条第二項若しくは第六項又は令 れている場合（平成二十七年旧法人税法 。以下この項において同じ。）が提出さ に規定する連結親法人の連結確定申告書</p>

業年度開始日	前十年内事業年度で同項	「被合併法人等十年前事業年度開始日	当該被合併法人等十年前事業年度開始日	合併法人等十年前事業年度開始日の	前十年内事業年度ごと
	前九年内事業年度で読替後の法第五十三条第五項	「被合併法人等九年前事業年度開始日	当該被合併法人等九年前事業年度開始日	合併法人等九年前事業年度等開始日の	法第五十三条第五項の適格合併の日前九年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前九年内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと

<p>事業年度開始の日から</p>	<p>事業年度又は連結事業年度開始の日から</p>
<p>、同項の法人の合併等 事業年度が設立日（当 該法人の設立の日をい う。）の属する事業年 度である場合において 、被合併法人等十年前 事業年度開始日が当該 設立日以後であるとき は、被合併法人等の当 該設立日の前日の属す る事業年度開始の日（ 当該被合併法人等が当</p>	<p>て、読替え後の法第五十三条第五項の規 定</p>

6 四年新法第五十三条第七項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十六の五（次項又は第八項の規定により読み替え

二		第八条の十六の	
前項	係る法	法人税法	該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前（日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定
前項	同条第五項の規定により読み替えられた	係る読替後の法	読替後の法人税法

て適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日の」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日の」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

7 施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象合併等前欠損調整額（四年新法第五十三条第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

四年新法	第一欄	第五十三条第七	第二欄	同条第六項又は同法	第三欄	所得税法等の一部を改正する法律（令和	第四欄
------	-----	---------	-----	-----------	-----	--------------------	-----

項

次項	ついて同法	(この項	、同法	
地方税法施行令改正令附則第三条第七項	ついて読替え後の法人税法	り読み替えられたこの項 という。) 附則第三条第七項の規定によ の条において「地方税法施行令改正令」 (令和二年政令第二百六十四号。以下こ の条において「地方税法施行令改正令」 という。) 附則第三条第七項の規定によ り読み替えられたこの項	、読替え後の法人税法	二年法律第八号) 附則第二十条第五項の 規定により読み替えられた法人税法(以 下この項において「読替え後の法人税法 」という。) 第五十七条第六項又は法人 税法

	<p>第五十三條第八項</p>	<p>、前項</p>	<p>の規定により読み替えられた次項</p>
<p>新令</p>	<p>第五十三條第十項</p>	<p>第八項</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八項</p>
<p>第八條の十六の三第一項</p>	<p>同條第二項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「所得税法等改正法」という。）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（以下この条及び次条において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第二項又は所得税法等改正法附則第二十条第一項</p>	

	<p>法人税法第五十七条第四項、第五項又は第九項</p>	<p>読替後の法人税法第五十七条第四項若しくは第九項又は法人税法第五十七条第五項</p>
<p>第八条の十六の 三第二項</p>	<p>事業年度（</p>	<p>事業年度について被合併法人等の確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該被合併法人等の確定申告書又は当該被合併法人の連結確定申告書（所得税法等改正法第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項において「四年旧法人税法」という。）第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この</p>

同法	より	同項	
法人税法	条第一項の規定により	読替え後の法人税法第五十七条第二項	<p>より、又は所得税法等改正法附則第二十条第一項の規定により</p> <p>読替え後の法人税法第五十七条第二項</p> <p>下この項において同じ。）が提出されている場合（</p> <p>定する連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ。）が提出されている場合（</p> <p>第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ。）が提出されている場合（</p> <p>項において同じ。）（当該被合併法人等が四年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人である事業年度にあつては、当該被合併法人等との間に同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ。）が提出されている場合（</p>

				五		第八條の十六の	
		開始した事業年度	事業年度（当該	「合併法人等十年前事業年度開始日	同項に	合併法人等十年前事業年度開始日の	前十年内事業年度ごと
	七項の規定に	開始した事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度（当該	「合併法人等十年前事業年度等開始日	読替後の法第五十三條第七項に	合併法人等十年前事業年度等開始日の	法第五十三條第七項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと

<p>事業年度開始の日から</p>	<p>事業年度又は連結事業年度開始の日から</p>
<p>、同項の法人の合併等 事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前、事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当</p>	<p>て、読替後の法第五十三条第七項の規定</p>

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額

についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	七 第八条の十六の		<p>該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前（日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定</p> <p>法人について法</p> <p>同条第九項</p>
		法第五十三条第九項	法人について読替え後の法

		四年新法	
		第五十三条第七項	
	同法第五十七条第一項	前十年内事業年度	十年以内
同条第六項又は同法第五十八条第一項			
	同条第六項又は同法第五十八条第一項	前九年内事業年度	九年以内
下この項において「読み替えられた法人税法（以下この項において「読み替え後の法人税法」という。）第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（以下この項において「読み替え後の法人税法」という。）第五十七条第一項	前九年内事業年度	九年以内

第五十三條第八						
、前項	次項	ついて同法		(この項	同条第二項	、同法
、地方税法施行令改正令附則第三条第八	の規定により読み替えられた次項	ついて読替え後の法人税法	り読み替えられたこの項	項 (地方税法施行令の一部を改正する政令 (令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。) 附則第三条第八項の規定によ	平成二十七年旧法人税法第五十七条第二	「と読替え後の法人税法 第五十七条第六項

	項	項	項の規定により読み替えられた前項
新令	第五十三條第十 項	第八項	地方税法施行令改正令附則第三條第八項の規定により読み替えられた第八項
第八條の十六の 三第一項	法第五十三條第七項に 規定する法人税法第五 十七條第一項	地方税法施行令の一部を改正する政令（ 令和二年政令第二百六十四号）附則第三 條第八項の規定により読み替えられた法 （以下この節において「読み替え後の法」 という。）第五十三條第七項に規定する 所得税法等の一部を改正する法律（平成 二十七年法律第九号）附則第二十七條第 一項の規定によりなお従前の例によるこ ととされる場合における同法第二條の規	十年
		九年	

	同条第二項	法人税法第五十七条第四項、第五項又は第九項
定による改正前の法人税法（以下この条及び第八条の十六の四において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項	同条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）附則第二十条第七項	平成二十七年旧法人税法第五十七条第四項若しくは第五項又は令和二年所得税法等改正法附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（次条において「読替え後の法人税法」という。）第

		五十七条第九項
第八條の十六の	法第五十三條第七項に	読替え後の法第五十三條第七項に
三第二項	法人税法第五十七條第一項	平成二十七年旧法人税法第五十七條第一項
	事業年度（	事業年度について被合併法人等の法人税法第二條第三十六号に規定する青色申告書である確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該被合併法人等の確定申告書又は当該被合併法人の連結確定申告書（令和二年所得税法等改正法第三條の規定（令和二年所得税法等改正法附則第一條第五号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（

同項	
平成二十七年旧法人税法第五十七条第二	<p>以下この項において「四年旧法人税法」という。）第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）（当該被合併法人等が四年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人である事業年度にあつては、当該被合併法人等との間に同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ。）が提出されている場合（</p>

四		第八条の十六の						
法人税法	(同項)	前十年内事業年度	が提出されている場合	事業年度)	又は当該	同法	より	
読替え後の法人税法	(読替え後の法第五十三条第七項)	前九年内事業年度	が提出されている場合)	又は当該被合併法人等の連結確定申告書	若しくは当該	法人税法	より、又は令和二年所得税法等改正法附則第二十条第七項の規定により	項
				度終了の日の翌日の属する事業年度	事業年度又は令和二年所得税法等改正法			
				附則第二十条第七項の最終の連結事業年				

五							
第八条の十六の							
同条第二項	同項の規定に	十年以内に開始した事業年度	事業年度(当該	「合併法人等十年前事業年度開始日	前十年内事業年度で同項	「被合併法人等十年前事業年度開始日	当該被合併法人等十年
平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項	読替え後の法第五十三条第七項の規定に	九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度(当該	「合併法人等九年前事業年度等開始日	前九年内事業年度で読替え後の法第五十三条第七項	「被合併法人等九年前事業年度開始日	当該被合併法人等九年前事業年度開始日

前事業年度開始日	
合併法人等十年前事業年度開始日の	合併法人等九年前事業年度等開始日の
前十年内事業年度ごと	法第五十三条第七項の適格合併の日前九年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと
事業年度開始の日から、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において	事業年度又は連結事業年度開始の日から、読替後の法第五十三条第七項の規定

、被合併法人等十年前
事業年度開始日が当該
設立日以後であるとき
は、被合併法人等の当
該設立日の前日の属す
る事業年度開始の日（
当該被合併法人等が当
該設立日以後に設立さ
れたものである場合に
は、当該設立日の一年
前の日）から当該前日
までの期間を当該法人
の事業年度とみなして

	<p>第八条の十六の</p>	<p>、同項の規定</p>	
七	<p>法人について法</p>	<p>法人について読替え後の法</p>	
	<p>同条第九項</p>	<p>法第五十二条第九項</p>	

9 四年新法第五十三条第十五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十九の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度開始日」と、「合併法人等十年前事業年度等開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度開始日」と、「合併法人等十年前事業年度等開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始した事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始した事業年度等開始日」と、「又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

10 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第五十三条第十八項に規定する加算対象被配賦欠損調整額についての同条第十七項及び新令第八条の十九の二の規定の適用に

ついでには、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>新令第八条の十九の二</p>		<p>新令第八条の十九の二</p>
<p>四年新法第五十三条第十 七項</p>	<p>被配賦欠損金控除額（同法</p>	<p>被配賦欠損金控除額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十八条第二項の規定により読み替えられた法人税法</p>
<p>同法第五十七条第一項</p>	<p>同法第五十七条第一項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十七条第一項</p>
<p>ついて法</p>	<p>ついて地方税法施行令の一部を改正</p>	

		<p>する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十項の規定により読み替えられた法</p>
同条第十八項		法第五十三条第十八項

11 四年新法第五十三条第二十一項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十九の六（次項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

12 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第五十三条第二十項

に規定する控除対象配賦欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第五十三条第十 九項	同法第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（第二十一項及び第二十二項において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項
第五十三条第二	(この項	(地方税法施行令の一部を改正する政令	

<p>十一項</p>				
<p>第五十三條第二十二項</p>	<p>第十九項の規定は</p>	<p>おける第十九項</p>	<p>とし、</p>	<p>法人税法第五十七條第一項</p>
<p>の規定は</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三條第十二項の規定により読み替えられた第十九項の規定は</p>	<p>えられた第十九項</p> <p>おける同條第十二項の規定により読み替えられた第十九項</p>	<p>とし、地方税法施行令改正令附則第三條第十二項の規定により読み替えられた</p>	<p>平成二十七年旧法人税法第五十七條第一項</p> <p>（令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三條第十二項の規定により読み替えられたこの項</p>

	新令			
	<p>第八条の十九の 四第一項</p>			
配賦欠損金控除額（	法人税法第五十七条第一項	場合（	につき	法第五十三条第十九項 に
により読み替えられた	平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項	場合（地方税法施行令改正令附則第三条第十二項の規定により読み替えられた	につき同条第十二項の規定により読み替えられた	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十二項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読み替え後の法」という。）第五十三条第十九項に

				五		第八條の十九の					
				六		第八條の十九の					
	前十年内事業年度ごと	年度開始日の	合併法人等十年前事業	で同項	業年度開始日	「合併法人等十年前事	事業年度（当該	開始した事業年度	同項の規定に	同条第二十項	法人について法
	前十年以内に開始し、又は同項の残余財	法第五十三条第二十一項の適格合併の日	合併法人等十年前事業年度等開始日の	で読替え後の法第五十三条第二十一項	「合併法人等十年前事業年度等開始日	事業年度又は連結事業年度（当該	開始した事業年度又は連結事業年度	読替え後の法第五十三条第二十一項の規	定に	法第五十三条第二十項	法人について読替え後の法

同項の規定		属する事業年度開始	
定	読替え後の法第五十二条第二十一項の規定	属する事業年度又は連結事業年度開始	産確定の日の翌日前十年以内に開始した 事業年度又は連結事業年度ごと

13

四年新法第五十三条第二十四項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の二十二の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度開始日」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

14 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この項及び附則第五条において「平成二十七年改正法」という。）附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法附則第一条第九号の二に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第五十三条第十二項第一号に規定する法人税額について所得税法等改正法第十六条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条及び附則第五条において「四年新措置法」という。）第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を同号に規定する加算された金額とみなして平成二十七年旧法第五十三条第十二項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。附則第五条において「平成二十八年改正令」という。）第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「平成二十八年旧令」という。）第八条の二十第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

15 四年新法第五十三条第二十八項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以

内に開始する連結事業年度がある場合における新令第九条の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

16 改正法附則第五条第四項の規定により四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとき	連結適用前欠損金額（地方税法等の
条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとき	一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定に	条第一項の規定によりないものとき

<p>控除対象通算適用前欠損調整額を</p>	<p>れたものを除く。)で、同法第五十七條第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。)</p>
<p>なお効力を有する旧法第五十三條第</p>	<p>よりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この項及び第五項において「なお効力を有する旧法」という。)第五十三條第五項に規定する連結適用前欠損金額をいう。第五項及び第六項において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(なお効力を有する旧法第五十三條第五項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。第五項及び第六項において同じ。)</p>

第五項			
通算適用前欠損金額	すべき法人税額	前事業年度 控除対象通算適用前欠損調整額は、	
連結適用前欠損金額又は連結適用前	同じ。） 属法人税額をいう。第五項において 条第一項第四号の二に掲げる個別帰 額（なお効力を有する旧法第二十三 すべき法人税額又は個別帰属法人税 額（なお効力を有する旧法第二十三 条第一項第四号の二に掲げる個別帰 属法人税額をいう。第五項において 同じ。）	は前連結事業年度 条第五項の規定により前事業年度又 又はなお効力を有する旧法第五十三 控除対象個別帰属調整額は、この項	六項に規定する控除対象個別帰属調 整額（以下この条において「控除対 象個別帰属調整額」という。）を

	<p>前項に規定する控除対象通算適用前 欠損調整額</p>	<p>当該控除対象通算適用前欠損調整額</p>	<p>最初通算事業年度</p>
<p>災害損失欠損金額</p>	<p>控除対象個別帰属調整額</p>	<p>当該控除対象個別帰属調整額</p>	<p>最初連結事業年度（所得税法等の一 部を改正する法律（令和二年法律第 八号）附則第十四条第二項の規定に よりなおその効力を有するものとさ れた同法第三条の規定（同法附則第 一条第五号ロに掲げる改正規定に限 る。）による改正前の法人税法（以 下この項及び次項において「なお効 力を有する旧法人税法」という。）</p>

	<p>第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。次項において同じ。）</p>
<p>同法第五十七条第六項又は第八項</p>	<p>なお効力を有する旧法人税法第八十条の九第二項</p>
<p>あること</p>	<p>ないこと</p>
<p>(同法</p>	<p>(法人税法</p>
<p>ものに限る。)</p>	<p>ものに限る。)又はなお効力を有する旧法第五十三条第一項の規定により提出すべき申告書(なお効力を有する旧法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)若しくはな</p>

	、 第三項	前十年内事業年度の	すべき法人税額	控除未済通算適用前欠損調整額 に同法	法人の事業年度
お効力を有する旧法第五十三条第四項の規定により提出すべき申告書	、 第三項又はなお効力を有する旧法第五十三条第五項	当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の	すべき法人税額又は個別帰属法人税額	控除未済個別帰属調整額 に法人税法	法人の事業年度又は連結事業年度

第六項						前事業年度
ある	項	法人税法第五十七条第六項又は第八	最初通算事業年度	の控除対象通算適用前欠損調整額	第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）	通算適用前欠損金額
ない	一条の九第二項	なお効力を有する旧法人税法第八十	最初連結事業年度	の控除対象個別帰属調整額	控除対象個別帰属調整額	前事業年度又は前連結事業年度 連結適用前欠損金額又は連結適用前 災害損失欠損金額

17 改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における

四年新法第五十三條第三十項及び附則第八條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三條第三十項	並びに第三項	並びに第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
附則第八條の二	第五十三條第三項	第五十三條第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五條第四項において準用する場合を含む。）

18 改正法附則第五條第四項において準用する四年新法第五十三條第三項に規定する政令で定める額は、新令第八條の十三（新令附則第五條の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十四項において

同じ。)に規定する金額とする。

19 新令第八条の十五の規定は、改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

20 新令第八条の十六の規定は、改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第五項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第五項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第五項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年

度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

21 平成二十七年旧法第五十三条第五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十八年旧令第八条の第十三第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

22 改正法附則第五条第五項の規定により四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	
開始した事業年度	開始した連結事業年度
生じた通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないも	控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定

すべき法人税額	前事業年度	控除対象通算適用前欠損調整額	<p>のとされたものを除く。)で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。</p> <p>。次項から第六項までにおいて同じ。</p> <p>。がある場合の</p>
すべき法人税額又は個別帰属法人税	年度又は前連結事業年度	控除対象個別帰属税額	<p>によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第五項において「なお効力を有する旧法」という。）第五十三条第九項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合における</p>

第五項						
開始した事業年度	開始した連結事業年度	前十年内事業年度	前十年内連結事業年度	前項に規定する控除対象通算適用前に係る	控除対象個別帰属税額	額（なお効力を有する旧法第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）
前十年内事業年度	前十年内連結事業年度	前十年内事業年度	前十年内連結事業年度	に係る	において	
開始した事業年度	開始した連結事業年度	前十年内事業年度	前十年内連結事業年度	前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額	控除対象個別帰属税額	額（なお効力を有する旧法第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）
開始した事業年度	開始した連結事業年度	前十年内事業年度	前十年内連結事業年度	当該控除対象通算適用前欠損調整額に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度	控除対象個別帰属税額	額（なお効力を有する旧法第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）
開始した事業年度	開始した連結事業年度	前十年内事業年度	前十年内連結事業年度	当該控除対象通算適用前欠損調整額に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度	控除対象個別帰属税額	額（なお効力を有する旧法第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）

<p>について同法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した</p>	<p>(同法)</p>	<p>ものに限る。)</p>
	<p>(法人税法)</p>	<p>ものに限る。)又はなお効力を有する旧法第五十三条第一項の規定により提出すべき申告書(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第</p>

	、 第三項	前十年内事業年度の	すべき法人税額
七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくはなお効力を有する旧法第五十三条第四項の規定により提出すべき申告書	、 第三項又はなお効力を有する旧法第五十三条第九項	当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の	額 すべき個別帰属法人税額又は法人税

		第六項								
被合併法人等の控除対象通算適用前	もの	第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）	通算適用前欠損金額（	前事業年度	法人の事業年度	に係る前十年内事業年度	に同法	前十年内事業年度に	あるとき	控除未済通算適用前欠損調整額
		控除対象個別帰属税額	控除対象個別帰属税額（	前連結事業年度又は前事業年度	法人の連結事業年度又は事業年度	の生じた前十年内連結事業年度	に法人税法	前十年内連結事業年度に	生じたとき	控除未済個別帰属税額

改正法附則第五条第五項において準用する四年新法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における四年新法第五十三条第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	<p>欠損調整額に係る通算適用前欠損金額</p>	
<p>事業年度後最初の最初通算事業年度について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後</p>	<p>事業年度後最初の最初通算事業年度 連結事業年度以後</p>	
<p>控除対象通算適用前欠損調整額と</p>		<p>控除対象個別帰属税額と</p>

第五十三条第三十項

並びに第三項

並びに第三項（地方税法等の一部を

		改正する法律（令和二年法律第五号） 附則第五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
附則第八条の二	第五十三条第三項	第五十三条第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第五項において準用する場合を含む。）

24 改正法附則第五条第五項において準用する四年新法第五十三条第三項に規定する政令で定める額は、新令第八条の十三に規定する金額とする。

25 新令第八条の十五の規定は、改正法附則第五条第五項において準用する四年新法第五十三条第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

26 新令第八条の十六の規定は、改正法附則第五条第五項において準用する四年新法第五十三条第五項の法

人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第五項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第五項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第五項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

27 平成二十七年旧法第五十三条第九項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第九項

に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十八年旧令第八条の十七第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

28 改正法附則第五条第六項の規定により四年新法第五十三条第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六項	開始した事業年度	開始した連結事業年度
	同法第八十条第五項	<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（第二十八項において「</p>

<p>生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項まで</p>	
<p>損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該法人に控除対象個別帰属還付税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第二十八項において「なお効力を有する旧法」という。）第五十条第十五項に規定する控除対象個</p>	<p>なお効力を有する旧法人税法」という。）第八十一条の三十一第五項</p>

第二十八項						
前十年内事業年度	開始した事業年度又は	すべき法人税額	前事業年度	控除対象還付対象欠損調整額		
において生じた還付対象欠損金額に	前十年内事業年度					
において損金の額が益金の額を超え	前十年内連結事業年度	開始した連結事業年度又は	業年度又は前連結事業年度	控除対象個別帰属還付税額	この項又はなお効力を有する旧法第五十三条第十五項の規定により前事業年度又は前連結事業年度	別帰属還付税額をいう。以下この条
		いて同じ。)	すべき法人税額又は個別帰属法人税額(なお効力を有する旧法第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第二十八項において同じ。)			

<p>係る</p>	<p>前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額</p>	<p>当該控除対象還付対象欠損調整額</p>	<p>に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間</p>	<p>法人の道府県民税の確定申告書</p>
<p>ることとなつたため、当該被合併法人等に</p>	<p>控除対象個別帰属還付税額</p>	<p>当該控除対象個別帰属還付税額</p>	<p>の計算の基礎となつた連結欠損金額（なお効力を有する旧法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る連結事業年度又は中間期間開始の日の属する連結事業年度</p>	<p>法人の道府県民税の確定申告書（第一項の規定により提出すべき申告書</p>

<p>、第二十六項</p>	
<p>、第二十六項又はなお効力を有する</p>	<p>（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）又はなお効力を有する旧法第五十三条第一項の規定により提出すべき申告書（なお効力を有する旧法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくはなお効力を有する旧法第五十三条第四項の規定により提出すべき申告書をいう。以下この条において同じ。）</p>

第二十九項							
<p>第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）</p>	<p>還付対象欠損金額（</p>	<p>前事業年度</p>	<p>事業年度（当該</p>	<p>控除未済還付対象欠損調整額</p>	<p>すべき法人税額</p>	<p>開始した事業年度の</p>	
<p>控除対象個別帰属還付税額</p>	<p>控除対象個別帰属還付税額（</p>	<p>前連結事業年度又は前事業年度</p>	<p>連結事業年度又は事業年度（当該</p>	<p>控除未済個別帰属還付税額</p>	<p>額 すべき個別帰属法人税額又は法人税</p>	<p>の 開始した連結事業年度又は事業年度</p>	<p>旧法第五十三条第十五項</p>

改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十六項の規定の適用がある場合における四年新法第五十三条第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額 生じた事業年度	もの
属する事業年度	計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度
控除対象還付対象欠損調整額と	属する連結事業年度
控除対象個別帰属還付税額と	控除対象個別帰属還付税額と

第五十二条第三十項

第二十六項の規定による法人税額

第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）

附則第五条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同

		じ。)の規定による法人税額
附則第八条の二	第二十六項並びに	第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第六項において準用する場合を含む。）並びに

30 改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十六項に規定する政令で定める額は、新令第八条の二十三（新令附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する金額とする。

31 新令第八条の二十四の規定は、改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十八項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、総務省令で定める。

32 新令第九条の規定は、改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十八項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年

以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第二十八項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第二十八項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第二十八項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

33 平成二十七年旧法第五十三条第十五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第十五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十八年旧令第八条の二

十三第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

34 法人の施行日以後事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合における新令第九条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	の計算
	並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（次項において「四年旧法人税法」という。）第八条十一条の十五第一項に規定する個別

	第二項			
第六項	(これらの	を除く	とする	<p>控除対象外国法人税の額の計算</p> <p>第六項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）による改正前の地方税法施行令（第七項において「旧令」という。）第九條の七第七項</p> <p>又は各連結事業年度（これらの</p> <p>又は連結事業年度を除く</p> <p>とし、これらの連結事業年度のうち</p> <p>に当該法人又は当該法人との間に連結完全支配関係（四年旧法人税法第</p>

二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。第八項において同じ。）がある他の連結法人（四年旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。第八項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（四年旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第八項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事

	前三年内事業年度	の事業年度において同法	第四百四十四条の二の規定並びに	並びに法
業年度又は事業年度を除くものとする	前三年内事業年度等	の事業年度又は連結事業年度において法人税法	第四百四十四条の二の規定並びに四年旧法人税法第八十一条の十五の規定並びに	並びに所得税法等改正法第四条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方法人税法第十二条第二項の規定並びに法

		第七項		
第五十三条第三十八項の規定	前三年内事業年度	規定により計算した	のもの	により控除する
第五十三条第三十八項の規定又は旧	前三年内事業年度等	項の規定により計算した	又は連結事業年度のもの 規定又は旧令第四十八条の十三第八	並びに地方税法等の一部を改正する 法律（令和二年法律第五号）附則第 一条第五号に掲げる規定による改正 前の地方税法（第七項及び第十九項 において「旧法」という。）第五十 三条第二十六項及び第三百二十一条 の八第二十六項の規定により控除す る

	<p>法第五十三条第二十六項の規定</p>
<p>又は同令第九十七条第四項 除く。）（以下</p>	<p>若しくは同令第九十七条第四項 除く。）若しくは法人税法施行令等 の一部を改正する政令（令和二年政 令第二百七号）第一条の規定による 改正前の法人税法施行令（以下この 項及び第十四項第二号イにおいて「 四年旧法人税法施行令」という。） 第一百五十五条の三十二第五項に規定 する国税の個別控除余裕額（四年旧 法人税法施行令第一百五十五条の三十 三第三項の規定によりないものとみ なされた額を除く。）（以下</p>

		第八項			
各事業年度の	第二項	以後	この項の規定に	のもの	第三百二十一条の八第三十八項の規定
各事業年度又は各連結事業年度の	た第二項	又は連結事業年度以後	たこの項の規定又は旧令第九条の七第八項の規定に	又は連結事業年度のもの	第三百二十一条の八第三十八項の規定又は旧法第三百二十一条の八第二十六項の規定
各事業年度又は各連結事業年度の	た第二項	又は連結事業年度以後	たこの項の規定又は旧令第九条の七第八項の規定に	又は連結事業年度のもの	第三百二十一条の八第三十八項の規定又は旧法第三百二十一条の八第二十六項の規定

第八項第一号

<p>合併前三年内事業年度</p>	<p>をいい</p>	<p>を除くもの</p>	<p>とする</p>
<p>合併前三年内事業年度等</p>	<p>又は各連結事業年度をいい</p>	<p>又は連結事業年度を除くもの</p>	<p>とし、これらの連結事業年度のうち に当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係がある 他の連結法人がその課された外国の 法人税等の額を法人税の課税標準で ある連結所得の計算上損金に算入し た連結事業年度があるときは、当該 損金に算入した連結事業年度以前の 連結事業年度又は事業年度を除くも のとする</p>

				第九項		
の控除限度超過額と	合併前三年内事業年度の区分	合併前三年内事業年度の控除限度超過額	第二項	以後の	前項	
又は連結事業年度の控除限度超過額	合併前三年内事業年度等の区分	合併前三年内事業年度等の控除限度超過額	えられた第二項	又は連結事業年度以後の	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた前項	損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする

第十一項	第十項第三号			第十項第二号			第十項第一号		超過額
	分割承継等事業年度	属する事業年度	分割等前三年内事業年度	各事業年度	分割等前三年内事業年度	開始	各事業年度	分割等前三年内事業年度	
第八項	分割承継等事業年度	属する事業年度	分割等前三年内事業年度	各事業年度	分割等前三年内事業年度	開始	各事業年度	分割等前三年内事業年度	超過額
地方税法施行令改正令附則第三条第	分割承継等事業年度等	属する事業年度又は連結事業年度	分割等前三年内事業年度等	各事業年度又は各連結事業年度	分割等前三年内事業年度等	又は連結事業年度開始	各事業年度又は各連結事業年度	分割等前三年内事業年度等	と 又は連結事業年度の控除限度超過額

		第十二項					
以後	第八項	定める事業年度	第九項各号	合併前三年内事業年度	第七項	以後	
又は連結事業年度以後	た第八項	た第八項	えられた第九項各号	合併前三年内事業年度等	えられた第七項	又は連結事業年度以後	三十四項の規定により読み替えられた第八項
	又は連結事業年度以後	た第八項	えられた第九項各号	合併前三年内事業年度等	えられた第七項	又は連結事業年度以後	三十四項の規定により読み替えられた第八項

				第十三項			
第七項	分割等前三年内事業年度	第十項各号	定める事業年度	第八項	事業年度開始の日	各事業年度	法人三年前事業年度開始日
同条第三十四項の規定により読み替えられた第七項	分割等前三年内事業年度等	同条第三十四項の規定により読み替えられた第十項各号	定める事業年度又は連結事業年度	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項	事業年度又は連結事業年度開始の日	各事業年度又は各連結事業年度	法人三年前事業年度等開始日
							合併前三年内事業年度
							合併前三年内事業年度等

<p>第十五項</p>	<p>第八項</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項</p>
<p>第十七項</p>	<p>各事業年度</p>	<p>各事業年度又は各連結事業年度が地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項</p>
	<p>外国法人の調整国外所得金額」という。</p>	<p>外国法人の調整国外所得金額」という。又は四年旧法人税法施行令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十四項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）</p>
	<p>が第八項</p>	

第二十項									
以後	の法人税割	以前	の規定により控除する	前三年内事業年度	各事業年度の	、第八項	分割等前三年内事業年度	第二項	以後
又は連結事業年度以後	又は連結事業年度の法人税割	又は前連結事業年度以前	項の規定により控除する	前三年内事業年度等	各事業年度又は各連結事業年度の	替えられた第八項	分割等前三年内事業年度等	同条第三十四項の規定により読み替えられた第二項	又は連結事業年度以後

	第二十項第一号	第二十項第二号	第二十一項	前項	開始した各事業年度	合併前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度	前項	以後の	第十九項	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた前項	開始した各事業年度又は各連結事業年度	合併前三年内事業年度等	分割等前三年内事業年度等	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた前項	又は連結事業年度以後の	同条第三十四項の規定により読み替えられた第十九項
--	---------	---------	-------	----	-----------	------------	-------------	----	-----	------	-------------------------------------	--------------------	-------------	--------------	-------------------------------------	-------------	--------------------------

				第二十二項第一号				第十九項	
				第二十二項第二号				分割等前三年内事業年度の控除未済 外国法人税等額	
				開始				分割等前三年内事業年度等の控除未 済外国法人税等額	
				分割等前三年内事業年度				分割等前三年内事業年度等の区分	
				各事業年度				定める事業年度	
				各事業年度				分割等前三年内事業年度	
				各事業年度				分割等前三年内事業年度の区分	
				各事業年度又は各連結事業年度				分割等前三年内事業年度	
				又は連結事業年度開始				分割等前三年内事業年度等	
				分割等前三年内事業年度等				分割等前三年内事業年度等	
				各事業年度又は各連結事業年度				分割等前三年内事業年度等	
				分割等前三年内事業年度				分割等前三年内事業年度等	
				分割等前三年内事業年度				分割等前三年内事業年度等	
				分割承継等事業年度				分割承継等事業年度等	

第二十三項									
前二項	とみなし	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度	合併前三年内事業年度	所得等申告法人三年前事業年度開始日	各事業年度	事業年度開始の日	属する事業年度
	又は連結事業年度とみなし	日	被合併法人等三年前事業年度等開始	分割等前三年内事業年度等	合併前三年内事業年度等	始日	各事業年度又は各連結事業年度	事業年度又は連結事業年度開始の日	属する事業年度又は連結事業年度
地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられ									

第二十九項	第二項	各事業年度の	、第二十項	分割等前三年内事業年度	えられた第十九項
		以後の各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度の	、同条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項	
		又は各連結事業年度	又は連結事業年度以後の各事業年度	又は各連結事業年度	

(事業税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業

税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧令の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 四年新法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、所得税法等改正法附則第二十三条中「連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額（旧法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この条及び附則第三十五条第二項第二号イにおいて同じ。）が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち新法人税法第五十九条第一項から第四項までの内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額」として、同条の規定の例によるものとする。

4 四年新法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算

定する場合には、所得税法等改正法附則第二十条第三項、第四項、第八項及び第十三項並びに第二十一条第二項、第四項及び第六項の規定の例によらないものとし、次の表の上欄に掲げる所得税法等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

附則第二十条第一項	
各連結事業年度	各事業年度
連結欠損金個別帰属額（旧法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額	個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額
以下この条及び次条において	以下

附則第二十条第五項					
第一項又は前項	<p>て</p> <p>は他の内国法人の事業年度とみなして</p> <p>た連結事業年度を当該被合併法人又は他の内国法人の事業年度とみなして</p> <p>、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の内国法人の事業年度とみなして</p>	<p>する前十年内事業年度</p> <p>連結欠損金個別帰属額を同項に規定する前十年内事業年度</p>	<p>各連結事業年度</p>	<p>了の日)の属する当該内国法人の</p> <p>けた場合には、当該連結事業年度終了の日)の属する当該内国法人の</p> <p>第二十九条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該連結事業年度終了の日)の属する当該内国法人の</p> <p>生じた連結事業年度開始の日(附則</p> <p>当該連結欠損金個別帰属額</p>	<p>当該個別欠損金額</p>
地方税法施行令の一部を改正する政	<p>みなして</p>	<p>個別欠損金額を当該各事業年度</p>	<p>各事業年度</p>	<p>生じた</p>	<p>当該個別欠損金額</p>

	<p>令（令和二年政令第二百六十四号。以下「地方税法施行令改正令」という。）附則第四条第四項の規定により読み替えられた第一項</p>
<p>この項又は</p>	<p>この項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた</p>
<p>「令和二年改正法」と、 「第九項又は」とあるのは「第九項若しくは」と、 「」の規定とあるのは「」又は令和二年改正法附則第二十条第四項の規定」と</p>	<p>「読替え後の令和二年改正法」と</p>

<p>(第二項又は令和二年改正法</p>	<p>(第二項又は読替え後の令和二年改正法</p>
<p>」と、「又は第五十八条第一項」とあるのは「若しくは第五十八条第一項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、同条第六項及び第七項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、同条第八項第一号中「第二項」とあるのは「第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」と、「又は次項」とあるのは「若しくは次項又は同条第四項」と</p>	<p>」と</p>

	<p>令和二年改正法附則第二十条第一項 「とする」</p>	<p>読替え後の令和二年改正法附則第二十条第一項」とする</p>
<p>附則第二十条第六項</p>	<p>第一項の規定により もの又は第二項</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた第一項の規定により もの又は同条第四項の規定により読み替えられた第二項</p>
<p>附則第二十条第七項</p>	<p>連結事業年度又は第二項 同条第二項 各連結事業年度 連結事業年度に</p>	<p>連結事業年度又は地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた第二項 新法人税法第五十七条第二項 各事業年度 事業年度に</p>

	<p>同条第六項</p> <p>金額と、前項の規定によりないものとされた欠損金額は同条第九項の規定によりないものとされた欠損金額と、それぞれ</p>		<p>七項</p> <p>平成二十七年旧法人税法第五十七条第六項</p> <p>金額と</p>
<p>附則第二十条第十項</p>	<p>新法人税法第五十七条第六項から第九項まで</p> <p>、同条第六項中「第一項の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項（青色申告書を</p>	<p>新法人税法第五十七条第九項</p> <p>、同項中</p>	

提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法(以下この条において「平成二十七年旧法人税法」という。)第五十七条第一項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の」と、「第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第六項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という

。附則第二十条第七項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」と、同条第七項中「、第二項」とあるのは「、平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項」と、同項第一号中「前十年内事業年度」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項に規定する前九年内事業年度」と、「第二項」とあるのは「同項若しくは同条第六項又は令和二年改正法附則第二十条第七項」と、同条第八項中「おける第一項」とあるのは「おける平成二十七年旧法人税法第五

十七条第一項」と、同項第一号中「通算前十年内事業年度」とあるのは「通算前九年内事業年度」と、「十年以内」とあるのは「九年以内」と、「第二項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項若しくは第六項又は令和二年改正法附則第二十条第七項」と、「第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項」と、「第四項から第六項まで」とあるのは「同条第四項、第五項若しくは第九項の規定、第六項」と、「又は第五十

	<p>八条第一項」とあるのは「の規定又は令和二年改正法附則第二十条第八項」と、同項第二号中「通算前十年内事業年度」とあるのは「通算前九年内事業年度」と、同条第九項中</p>	
<p>附則第二十一条第一項</p>	<p>には、</p>	<p>読替後の令和二年改正法附則第二十条第七項」とする</p>
<p>附則第二十一条第三項</p>	<p>(前項の規定により欠損等法人とみなされたものを含む。以下この項及び第五項において同じ。)と他の</p>	<p>には、地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた</p>
		<p>と他の</p>

前条第二項	当該適用連結事業年度	生じた連結事業年度	特定支配日	適用連結事業年度を	十一条の十第一項	適用連結事業年度（旧法人税法第八十一条の十第一項	連結欠損金個別帰属額	連結事業年度以前の各連結事業年度	（旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）以後
条第二項	当該適用事業年度	生じた事業年度	支配日	適用事業年度を	条の二第一項	適用事業年度（新法人税法第五十七	個別欠損金額	事業年度以前の各事業年度	以後
条第二項	地方税法施行令改正令附則第四条第	四項の規定により読み替えられた前							

附則第二十一条第五項				附則第二十一条第七項			
連結事業年度以前の各連結事業年度	連結欠損金個別帰属額	生じた連結事業年度	適用連結事業年度	前条第二項	欠損等連結法人	適用連結事業年度前の各連結事業年度	連結欠損金個別帰属額
事業年度以前の各事業年度	個別欠損金額	生じた事業年度	適用事業年度	地方税法施行令改正令附則第四条第 四項の規定により読み替えられた前 条第二項	欠損等法人	適用事業年度前の各事業年度	個別欠損金額
				前条第二項			地方税法施行令改正令附則第四条第 四項の規定により読み替えられた前

		<p>条第二項</p>
<p>附則第二十三条</p>	<p>連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額（旧法人税法第二十条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この条及び附則第三十五条第二項第二号イにおいて同じ。）が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち新法人税法第五十九条第一項から第四項までの内国法人に帰せられる金額を加算した金額）</p>	<p>個別欠損金額</p>

（市町村民税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。第三十四項において「施行日以後事業年度」という。）分の法人の市町村民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。第四項及び第七項において「施行日前事業年度」という。）分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市町村民税については、旧令の規定中法人の市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 四年新法第三百二十一条の八第五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の五（次項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十六」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第三項の規定により読み替えられた第八条の十六」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度

「と」、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。

4 施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象通算適用前欠損調整額（四年新法第三百二十一条の八第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第三項	同法	、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（第五項及び第六項において「読替え後の法人税法」という。）
第三百二十一条の八第五項	(この項	(地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下こ	

		<p>の項及び次項において「地方税法施行令改正令」という。）附則第五条第四項の規定により読み替えられたこの項</p>
<p>第三百二十一条の八第六項</p>	<p>第三項の規定は</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第五条第四項の規定により読み替えられた第三項の規定は</p>
<p>通算適用前欠損金額（</p>	<p>に同法</p>	<p>に法人税法</p>
<p>通算適用前欠損金額（同条第四項の規定</p>	<p>第三項の規定</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第五条第四項の規定により読み替えられた第三項の規定</p>
<p>（同法</p>	<p>について同法</p>	<p>について読替え後の法人税法</p>
<p>（法人税法</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第五条第四項</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第五条第四項</p>

新令	第四十八条の十 一	第八条の十二の につき 場合（ 法人税法	により読み替えられた 読替え後の法人税法 場合（地方税法施行令改正令附則第五条 第四項の規定により読み替えられた につき同条第四項の規定により読み替え られた 地方税法施行令の一部を改正する政令（ 令和二年政令第二百六十四号。以下この 条及び第四十八条の十一の三から第四十 八条の十一の六までにおいて「地方税法 施行令改正令」という。）附則第三条第 四項の規定により読み替えられた第八条 の十二の

	<p>において、</p>	<p>において、地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた</p>
<p>第四十八条の十 一の三第一項</p>	<p>第八条の十四第一項</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた第八条の十四第一項</p>
<p>同項の</p>		<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（第四十八条の十一の六において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第八項の</p>
<p>法</p>	<p>通算適用前欠損金額（</p>	<p>通算適用前欠損金額（地方税法施行令改正令附則第五条第四項の規定により読み</p>

	<p>第四十八条の十 一の三第二項</p>		<p>法人について法</p>	<p>準用する。</p>	<p>第四十八条の十</p>
<p>替えられた法（次項において「読替え後の法」という。）</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた第八条の十 四第二項</p>	<p>法人について読替え後の法</p>	<p>準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた第八条の十四第二項中「第五十三条第四項の」とあるのは、「第三百二十一条の八第四項の」と読み替えるものとする。</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三条第四項</p>	<p>第八条の十五</p>

一の四	第四十八条の十 一の五	第八条の十六	五 の規定により読み替えられた第八条の十
開始した事業年度 事業年度（当該 で同項	六 開始した事業年度又は連結事業年度 事業年度又は連結事業年度（当該 で読替後の法第三百二十一条の八第五 項	の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。	六 の規定により読み替えられた第八条の十

		<p>及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であると</p>	<p>きについて準用する。</p>
法人税法	<p>第四十八条の十一の六</p>	<p>第八条の十六の二</p>	<p>きについて準用する。</p>
読替え後の法人税法	<p>第六の二</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた第八条の十</p>	<p>きについて準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第四項の規定により読み替えられた第八条の十六中「第五十三条第五項の適格合併」とあるのは「第三百二十一条の八第五項の適格合併」と、「第五十三条第五項の規定」とあるのは「第三百二十一条の八第五項の規定」と読み替えるものとする。</p>

5 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第三項	十年	九年
	同法第五十七条第一項	(同法第五十八条第一項の規定によりないも	<p>所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十七条第一項</p> <p>で、所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第二十条第十</p>

				<p>第三百二十一条 の八第五項</p>	
第三項の規定	(同法)	ついて同法	(この項)	前十年内事業年度	十年以内
地方税法施行令改正令附則第五条第五項	(法人税法)	ついて読替え後の法人税法	規定により読み替えられたこの項	前九年内事業年度	九年内
			<p>(地方税法施行令の一部を改正する政令 (令和二年政令第二百六十四号。以下こ の項及び次項において「地方税法施行令 改正令」という。) 附則第五条第五項の 規定により読み替えられたこの項</p>		<p>のとされたものを除く 。)で、同法</p> <p>項の規定により読み替えられた法人税法 (次項及び第六項において「読替え後の 法人税法」という。)</p>

				<p>第三百二十一条 の八第六項</p>		
	<p>につき</p>	<p>場合（</p>	<p>法人税法</p>	<p>通算適用前欠損金額（</p>	<p>第三項の規定は</p>	<p>に同法</p>
<p>られた</p>	<p>につき同条第五項の規定により読み替え</p>	<p>第五項の規定により読み替えられた</p>	<p>読替え後の法人税法</p>	<p>通算適用前欠損金額（同条第五項の規定により読み替えられた</p>	<p>定は</p> <p>地方税法施行令改正令附則第五条第五項の規定により読み替えられた第三項の規定は</p>	<p>に法人税法</p> <p>の規定により読み替えられた第三項の規定</p>

	<p style="text-align: right;">新令</p>
<p style="text-align: right;">第四十八条の十</p>	<p style="text-align: right;">一</p> <p style="text-align: right;">第八條の十二の規定は</p> <p style="text-align: right;">、法</p> <p style="text-align: right;">規定する</p>
<p style="text-align: right;">規定する</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この令及び第四十八条の十一の三から第四十八条の十一の六までにおいて「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十二の規定は、地方税法施行令改正令附則第五条第五項の規定により読み替えられた法（第四十八条の十一の三及び第四十八条の十一の五において「読替え後の法」という。）</p> <p>規定する所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二</p>

	<p>第四十八条の十 一の三第一項</p>		<p>第八条の十四第一項</p>	<p>十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の 地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十 二中</p>	<p>同項の 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（第四十八条の十一の六において「読替え後</p>
--	---------------------------	--	------------------	---	---

		<p>の法人税法」という。) 第五十七条第八項の</p>
<p>第四十八条の十 一の三第二項</p>	<p>第八条の十四第二項</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十四第二項</p>
<p>法人について法</p>	<p>法人について読替え後の法</p>	<p>準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十四第二項中「第五十三条第四項の」とあるのは、</p>
<p>準用する。</p>	<p>「第三百二十一条の八第四項の」と読み</p>	

<p>同項に規定する前十年内事業年度</p>	<p>読替え後の法第三百二十一条の八第五項に規定する前九年内事業年度</p>
<p>の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。</p>	<p>の日</p>
<p>及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当</p>	<p>について準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十六中「第五十三条第五項の適格合併」とあるのは「第三百二十一条の八第五項の適格合併」と、「第五十三条第五項の規定」とあるのは「第三百二十一条の八第</p>

	<p>第四十八条の十 一の六</p>	<p>該設立日以後であると きについて準用する。</p>
<p>法人税法</p>	<p>第六の二</p>	<p>五項の規定」と読み替えるものとする。</p>
<p>第八條の十六の二</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三条第五項 の規定により読み替えられた第八條の十 六の二</p>	<p>五項の規定」と読み替えるものとする。</p>
<p>読み替えた後の法人税法</p>		

6 四年新法第三百二十一条の八第七項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十

年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の九（次項又は第八項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八條の十六の五」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第六項の規定により読み替えられた第八條の十六の五」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

7 施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象合併等前欠損調

整額（四年新法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	四年新法	第三欄	第四欄
	第三百二十一条の八第七項	同条第六項又は同法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（以下この項において「読替後の法人税法」という。）第五十七条第六項又は法人税法
		同法	読替後の法人税法 （地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下こ
		この項	

	<p>新令</p>	<p>第四十八条の十 一の七</p>	<p>第八條の十六の三の</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条から第四十八条の十一の九まで及び第</p>	<p>第八項</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第五条第七項の規定により読み替えられた第八項</p>	<p>、前項</p>	<p>、地方税法施行令改正令附則第五条第七項の規定により読み替えられた前項</p>	<p>次項</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第五条第七項の規定により読み替えられた次項</p>	<p>ついて同法</p>	<p>ついて読替え後の法人税法</p>		<p>の条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第五条第七項の規定により読み替えられたこの項</p>
--	-----------	------------------------	------------------	---	------------	---	------------	---	-----------	--	--------------	---------------------	--	--

<p>事業年度（当該</p>	<p>で同項</p>	<p>の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。</p>	<p>及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日を</p>
<p>事業年度又は連結事業年度（当該</p>	<p>で地方税法施行令改正令附則第五条第七項の規定により読み替えられた法（第四十八条の十一の十一において「読替え後の法」という。）第三百二十一条の八第七項</p>	<p>の日</p>	<p>について準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八条の十</p>

	<p>いう。)の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であると きについて準用する。</p>	<p>六の五中「第五十三条第七項の適格合併」とあるのは「第三百二十一条の八第七項の適格合併」と、「第五十三条第七項の規定」とあるのは「第三百二十一条の八第七項の規定」と読み替えるものとする。</p>
<p>第四十八条の十一の十一</p>	<p>第八条の十六の七</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八条の十六の七</p>
<p>法人について法</p>	<p>法人について読替え後の法</p>	<p>準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八条の十六の七中</p>
<p>準用する。</p>	<p>準用する。</p>	

「第五十三条第九項」とあるのは、「第三百二十一条の八第九項」と読み替えるものとする。

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第七項	十年以内	前十年内事業年度	九年以内
			同法第五十七条第一項	前九年内事業年度 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規

	<p>定による改正前の法人税法（以下この項において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項</p>
<p>同条第六項又は同法第五十八条第一項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（以下この項において「読替後の法人税法」という。）第五十七条第六項</p>
<p>、同法 同条第二項</p>	<p>、読替後の法人税法 平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項</p>
<p>（この項</p>	<p>（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下こ</p>

新令						
一の七	第四十八条の十	第三百二十一条の八第十項	第三百二十一条の八第八項			
定は、法	第八条の十六の三の規	第八項	十年	、前項	次項	ついて同法
令和二年政令第二百六十四号。以下この	地方税法施行令の一部を改正する政令（	の規定により読み替えられた第八項	九年	、地方税法施行令改正令附則第五条第八項の規定により読み替えられた前項	の規定により読み替えられた次項	の条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えられたこの項
					ついて読替え後の法人税法	

<p>条から第四十八条の十一の九まで及び第四十八条の十一の十一において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の三の規定は、地方税法施行令改正令附則第五条第八項の規定により読み替えられた法（第四十八条の十一の九及び第四十八条の十一の十一において「読替え後の法」という。）</p>	<p>法人税法</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規</p>

業年度	事業年度（当該	同項に規定する前十年 内事業年度	の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。	及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において
業年度	事業年度又は連結事業年度（当該	読替後の法第三百二十一条の八第七項に規定する前九年内事業年度	の日	「とあるのは「第三百二十一条の八第七項」について準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の五中「第五十三条第七項の適格合併」とあるのは「第三百二十一条の八第七

	<p>て、被合併法人等十年 前事業年度開始日が当 該設立日以後であると きについて準用する。</p>	<p>項の適格合併」と、「第五十三 条第七項の規定」とあるのは 「第三百二十一条の八第七項 の規定」と読み替えるものとす る。</p>
<p>第四十八条の十 一の十一</p>	<p>第八条の十六の七</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第 三条第八項の規定により読み 替えられた第八条の十六の七 の七</p>
<p>法人について法 準用する。</p>	<p>法人について読み替え後の法 準用する。この場合において、 地方税法施行令改正令附則第 三条第八項の規定により読み 替えられた第八条の十六の七 中「第五十三條第九項」とあ るのは、「第三百二十一条の八 第九項」と読み替える</p>	

ものとする。

9 四年新法第三百二十一条の八第十五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の十六の規定の適用については、同条中「第八条の十九」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第九項の規定により読み替えられた第八条の十九」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。

10 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第三百二十一条の八第十八項に規定する加算対象被配賦欠損調整額についての同条第十七項及び新令第四十八条の十一の十七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四年新法第三百二十一条の八第十七項	被配賦欠損金控除額（同法	被配賦欠損金控除額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律
-------------------	--------------	----------------------------------

	<p>同法第五十七条第一項</p>	<p>第八号) 附則第二十八条第二項の規定により読み替えられた法人税法 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十七条第一項</p>
<p>新令第四十八条の十一の十七</p>	<p>第八条の十九の二</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第十項の規定により読み替えられた第</p>

		八条の十九の二
ついて法	準用する。	<p>ついて地方税法施行令改正令附則第五条第十項の規定により読み替えられた法</p> <p>準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第十項の規定により読み替えられた第八条の十九の二中「第五十三条第十八項」とあるのは、「第三百二十一条の八第十八項」と読み替えるものとする。</p>

11 四年新法第三百二十一条の八第二十一項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日

前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十一（次項の規定によ

り読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十九の六」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十一項の規定により読み替えられた第八条の十九の六」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。

12 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第三百二十一条の八第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第十九項	同法第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（第二十一項

		<p>及び第二十二項において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項</p>
<p>第三百二十一条の八第二十二項</p>	<p>(この項</p>	<p>(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「地方税法施行令改正令」という。)附則第五条第十二項の規定により読み替えられたこの項</p>
<p>おける第十九項</p>	<p>とし、</p>	<p>法人税法第五十七条第一項</p>
<p>おける同条第十二項の規定により読み替</p>	<p>とし、地方税法施行令改正令附則第五条第十二項の規定により読み替えられた</p>	<p>平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項</p>

新令						
第四十八条の十	<p style="text-align: right;">第三百二十一条 の八第二十二項</p>					
第八条の十九の四第一	につき	場合（	一項	配賦欠損金控除額（	第十九項の規定は	
地方税法施行令の一部を改正する政令（	えられた	につき同条第十二項の規定により読み替えられた	第十二項の規定により読み替えられた	平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項	配賦欠損金控除額（同条第十二項の規定により読み替えられた	えられた第十九項
		場合（地方税法施行令改正令附則第五条		配賦欠損金控除額（同条第十二項の規定	の規定は	
		第十二項の規定により読み替えられた		により読み替えられた	項の規定により読み替えられた第十九項	

一の十九第一項 項

	規定は、法	法人について法	準用する。
令和二年政令第二百六十四号。以下この条から第四十八条の十一の二十一までにおいて「地方税法施行令改正令」という。 。 附則第三条第十二項の規定により読み替えられた第八条の十九の四第一項	規定は、地方税法施行令改正令附則第五条第十二項の規定により読み替えられた法（以下この項及び第四十八条の十一の二十一において「読替え後の法」という。）	法人について読替え後の法	準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第十二項の規定

			<p>十一項</p> <p>準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第十二項の規定により読み替えられた第八条の十九の六中「第五十三条第二十一項の適格合併」とあるのは「第三百二十一条の八第二十一項の適格合併」と、「第五十三条第二十一項の規定」とあるのは「第三百二十一条の八第二十一項の規定」と読み替えるものとする。</p>
--	--	--	---

13 四年新法第三百二十一条の八第二十四項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日

前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十四の規定の適用については、同条中「第八条の二十二」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第

二百六十四号) 附則第三条第十三項の規定により読み替えられた第八条の二十二」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度(当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度(当該」とする。

14 平成二十七年改正法附則第十六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法附則第一条第九号の二に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「平成二十七年旧法」という。)第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を同号に規定する加算された金額とみなして平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十二項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の二十第一項に規定する金額とみなして平成二十七年改正法附則第十六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令(以下この条において「平成二十八年旧令」という。)第四十八条の十一の九第一項の規定を適用する。

15 四年新法第三百二十一条の八第二十八項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日
前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十八の規定の適用につ
いては、同条中「第九条」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十
四号）附則第三条第十五項の規定により読み替えられた第九条」と、「開始した事業年度」とあるのは「
開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（
当該」とする。

16 改正法附則第十三条第四項の規定により四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定
を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	通算適用前欠損金額（同法第五十七 条第一項の欠損金額（同法第五十八 条第一項の規定によりないものとさ れたものを除く。）で、同法第五十	連結適用前欠損金額（地方税法等の 一部を改正する法律（令和二年法律 第五号）附則第十三条第三項の規定 によりなおその効力を有するものと

<p>控除対象通算適用前欠損調整額を</p>	<p>七条第六項又は第八項の規定により ないものとされたものをいう。次項 から第六項までにおいて同じ。）</p>
<p>なお効力を有する旧法第三百二十一</p>	<p>された同法附則第一条第五号に掲げ る規定による改正前の地方税法（以 下この項及び第五項において「なお 効力を有する旧法」という。）第三 百二十一条の八第五項に規定する連 結適用前欠損金額をいう。第五項及 び第六項において同じ。）又は連結 適用前災害損失欠損金額（なお効力 を有する旧法第三百二十一条の八第 五項に規定する連結適用前災害損失 欠損金額をいう。第五項及び第六項 において同じ。）</p>

	<p>控除対象通算適用前欠損調整額は、 前事業年度</p>	<p>すべき法人税額</p>
<p>条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額（以下この条において「控除対象個別帰属調整額」という。）を</p>	<p>控除対象個別帰属調整額は、この項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第五項の規定により前事業年度又は前連結事業年度</p>	<p>すべき法人税額又は個別帰属法人税額（なお効力を有する旧法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）</p>

第五項

<p>通算適用前欠損金額</p>	<p>連結適用前欠損金額又は連結適用前 災害損失欠損金額</p>
<p>前項に規定する控除対象通算適用前 欠損調整額</p>	<p>控除対象個別帰属調整額</p>
<p>当該控除対象通算適用前欠損調整額</p>	<p>当該控除対象個別帰属調整額</p>
<p>最初通算事業年度</p>	<p>最初連結事業年度（所得税法等の一 部を改正する法律（令和二年法律第 八号）附則第十四条第二項の規定に よりなおその効力を有するものとさ れた同法第三条の規定（同法附則第 一条第五号ロに掲げる改正規定に限 る。）による改正前の法人税法（以 下この項及び次項において「なお効</p>

	<p>力を有する旧法人税法」という。)第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。次項において同じ。)</p>
<p>同法第五十七条第六項又は第八項</p>	<p>なお効力を有する旧法人税法第八十条の九第二項</p>
<p>あること</p>	<p>ないこと</p>
<p>(同法</p>	<p>(法人税法</p>
<p>ものに限る。)</p>	<p>ものに限る。)又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第一項の規定により提出すべき申告書(なお効力を有する旧法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人</p>

	、 第三項	前十年内事業年度の	すべき法人税額	控除未済通算適用前欠損調整額
税の申告書に係るものに限る。)若しくはなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第四項の規定により提出すべき申告書	、 第三項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第五項	当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の	すべき法人税額又は個別帰属法人税額	控除未済個別帰属調整額

				第六項	
項	法人税法第五十七条第六項又は第八	最初通算事業年度	の控除対象通算適用前欠損調整額	「控除対象通算適用前欠損調整額」という。」	第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）
項	一条の九第二項	最初連結事業年度	の控除対象個別帰属調整額		連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額 控除対象個別帰属調整額
					前事業年度又は前連結事業年度
					通算適用前欠損金額
					前事業年度
					法人の事業年度
					に同法

ある

ない

17 改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三百二十一条の八第三十項	並びに第三項	並びに第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
附則第八条の二	第三百二十一条の八第三項	第三百二十一条の八第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第四項において準用する場合を含む。）

18 改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二（新令附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十四項において同じ。）に規定する金額とする。

19 新令第八条の十五の規定は、改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

20 新令第八条の十六の規定は、改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第五項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第五項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被

合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。)
。後である場合及び同条第五項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替は、総務省令で定める。

21 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の十三第一項に規定する金額とみなして平成二十八年旧令第四十八条の十一の二第一項の規定を適用する。

22 改正法附則第十三条第五項の規定により四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	
開始した事業年度	<p>生じた通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。</p> <p>。次項から第六項までにおいて同じ。</p> <p>。がある場合の。</p>
開始した連結事業年度	<p>控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第五項において「なお効力を有する旧法」という。）第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合における</p>

第五項			
		開始した事業年度	すべき法人税額
前十年内事業年度	前事業年度	控除対象通算適用前欠損調整額	前事業年度
において生じた通算適用前欠損金額に係る	において	控除対象個別帰属税額	この項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第九項の規定により前事業年度又は前連結事業年度
開始した事業年度	開始した連結事業年度	控除対象個別帰属税額	すべき法人税額又は個別帰属法人税額（なお効力を有する旧法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）
前十年内事業年度	前十年内連結事業年度	控除対象個別帰属税額	すべき法人税額又は個別帰属法人税額（なお効力を有する旧法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）
において生じた通算適用前欠損金額に係る	において	控除対象個別帰属税額	この項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第九項の規定により前事業年度又は前連結事業年度

<p>前項に規定する控除対象通算適用前 欠損調整額</p>	<p>控除対象個別帰属税額</p>
<p>当該控除対象通算適用前欠損調整額 に係る通算適用前欠損金額の生じた 事業年度後最初の最初通算事業年度 について同法第五十七条第六項又は 第八項の規定の適用があることを証 する書類を添付した</p>	<p>当該控除対象個別帰属税額 の生じた前十年内連結事業年度につ いて</p>
<p>(同法 ものに限る。)</p>	<p>(法人税法 ものに限る。) 又はなお効力を有す る旧法第三百二十一条の八第一項の 規定により提出すべき申告書(所得 税法等の一部を改正する法律(令和</p>

<p>前十年内事業年度の</p>	<p>、第三項</p>	
<p>当該適格合併の日前十年以内に開始</p>	<p>、第三項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第九項</p>	<p>二年法律第八号) 附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)若しくはなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第四項の規定により提出すべき申告書</p>

第六項									
	通算適用前欠損金額（	前事業年度	法人の事業年度	に係る前十年内事業年度	に同法	前十年内事業年度に	あるとき	控除未済通算適用前欠損調整額	すべき法人税額
控除対象個別帰属税額（	前連結事業年度又は前事業年度	法人の連結事業年度又は事業年度	の生じた前十年内連結事業年度	に法人税法	前十年内連結事業年度に	生じたとき	控除未済個別帰属税額	額	すべき個別帰属法人税額又は法人税額
									し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の

<p>第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）</p>	<p>控除対象個別帰属税額</p>
<p>被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額に係る通算適用前欠損金額</p>	<p>もの</p>
<p>事業年度後最初の最初通算事業年度について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後</p>	<p>連結事業年度以後</p>

23 改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場

合における四年新法第三百二十一条の八第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	控除対象通算適用前欠損調整額と	控除対象個別帰属税額と
<p>第三百二十一条の八第三十項</p>	<p>並びに第三項</p>	<p>並びに第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>
<p>附則第八条の二</p>	<p>第三百二十一条の八第三項</p>	<p>第三百二十一条の八第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第五項において準用する場合を含む。）</p>

24 改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二に規定する金額とする。

25 新令第八条の十五の規定は、改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

26 新令第八条の十六の規定は、改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第五項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第五項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前連結事

業年度開始日」という。) 後である場合及び同条第五項の法人の合併等事業年度が設立日(当該法人の設立の日をいう。)の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

27 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の十七第一項に規定する金額とみなして平成二十八年旧令第四十八条の十一の六第一項の規定を適用する。

28 改正法附則第十三条第六項の規定により四年新法第三百二十一条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六項

開始した事業年度

開始した連結事業年度

<p>同法第八十条第五項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（第二十八項において「なお効力を有する旧法人税法」という。）第八十一条の三十一第五項</p>
<p>生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同法第十三項の規定</p>	<p>損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該法人に控除対象個別帰属還付税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五</p>

<p>前事業年度</p>	<p>控除対象還付対象欠損調整額</p>	<p>により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項まで</p>	<p>号) 附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第二十八項において「なお効力を有する旧法」という。）第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。</p> <p>以下この条</p>
<p>前事業年度</p>	<p>控除対象個別帰属還付税額</p>	<p>により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項まで</p>	<p>この項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第十五項の規定により前事業年度又は前連結事業年度</p>

				第二十八項			
当該控除対象還付対象欠損調整額	損調整額	前項に規定する控除対象還付対象欠	係る	前十年内事業年度	開始した事業年度又は	すべき法人税額	
当該控除対象個別帰属還付税額	控除対象個別帰属還付税額	人等に	ることとなつたため、当該被合併法	前十年内連結事業年度	開始した連結事業年度又は	すべき法人税額又は個別帰属法人税	額（なお効力を有する旧法第二百九
			ることを超え			十二条第一項第四号の二に掲げる個	別帰属法人税額をいう。第二十八項
			において損金の額が益金の額を超え			において同じ。）	

<p>に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間</p>	<p>法人の市町村民税の確定申告書</p>
<p>の計算の基礎となつた連結欠損金額（なお効力を有する旧法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る連結事業年度又は中間期間開始の日の属する連結事業年度</p>	<p>法人の市町村民税の確定申告書（第一項の規定により提出すべき申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第一項の規定により提出すべき申告書（</p>

	、第二十六項	開始した事業年度の	すべき法人税額
<p>なお効力を有する旧法人税法第七十四 条第一項の規定により提出すべき 法人税の申告書に係るものに限る。 〔若しくはなお効力を有する旧法第 三百二十一条の八第四項の規定によ り提出すべき申告書をいう。以下こ の条において同じ。〕</p>	、第二十六項又はなお効力を有する 旧法第三百二十一条の八第十五項	の 開始した連結事業年度又は事業年度	額 すべき個別帰属法人税額又は法人税

				第二十九項			
属する事業年度	生じた事業年度	損調整額に係る還付対象欠損金額	被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額	という。	第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）	還付対象欠損金額（	前事業年度
属する連結事業年度	係る連結事業年度	計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度	もの		控除対象個別帰属還付税額	控除対象個別帰属還付税額（	前連結事業年度又は前事業年度
							連結事業年度又は事業年度（当該
							控除未済還付対象欠損調整額
							事業年度（当該
							控除未済個別帰属還付税額

29 改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用があ

る場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	控除対象還付対象欠損調整額と	控除対象個別帰属還付税額と
<p>第三百二十一条の八第三十項</p>	<p>第二十六項の規定による法人税額</p>	<p>第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による法人税額</p>
<p>附則第八条の二</p>	<p>第二十六項の</p>	<p>第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第六項において準用する場合を含む。）の</p>

30 改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二十五（新令附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する金額とする。

31 新令第八条の二十四の規定は、改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十八項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

32 新令第九条の規定は、改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十八項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第二十八項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第二十八項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該

開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第二十八項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

33 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の二十三第一項に規定する金額とみなして平成二十八年旧令第四十八条の十一の十二第一項の規定を適用する。

34 法人の施行日以後事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合における新令第四十条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第一項
道府県民税の控除限度額及び市町村	の計算
道府県民税の控除限度額（地方税法	並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（次項及び第九項第一号において「四年旧法人税法」という。）第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算

民税の控除限度額の合計額に

施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額をいう。以下この条において同じ。）及び市町村民税の控除限度額（地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条第七項に規定する市町村民税の控除限度額をいう。以下この条において同じ。）の合計額

	前三年内事業年度	の事業年度において	第四百四十四条の二の規定並びに	並びに法
に	前三年内事業年度等（地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第二項に規定する前三年内事業年度等をいう。以下この条において同じ。）	の事業年度又は連結事業年度において	第四百四十四条の二の規定並びに四年旧法人税法第八十一条の十五の規定並びに	並びに所得税法等改正法第四条の規

<p>のもの</p>	<p>により控除する</p>	
<p>又は連結事業年度のもの</p>	<p>る</p> <p>の八第二十六項の規定により控除する</p> <p>三条第二十六項及び第三百二十一条</p> <p>の八第二十六項の規定により控除す</p> <p>る</p> <p>において「旧法」という。）第五十</p> <p>三条第二十六項及び第三百二十一条</p> <p>の八第二十六項の規定により控除す</p> <p>る</p>	<p>定（所得税法等改正法附則第一条第</p> <p>五号ハに掲げる改正規定に限る。）</p> <p>による改正前の地方法人税法第十二</p> <p>条第二項の規定並びに法</p> <p>並びに地方税法等の一部を改正する</p> <p>法律（令和二年法律第五号）附則第</p> <p>一条第五号に掲げる規定による改正</p> <p>前の地方税法（第八項及び第二十項</p> <p>において「旧法」という。）第五十</p> <p>三条第二十六項及び第三百二十一条</p> <p>の八第二十六項の規定により控除す</p> <p>る</p>

第八項	
<p>前三年内事業年度 により控除する</p>	<p>前三年内事業年度等 又は旧法第三百二十一条の八第二十 六項の規定により控除する</p>
<p>国税の控除余裕額、道府県民税の控 除余裕額又は市町村民税の控除余裕 額</p>	<p>国税の控除余裕額（地方税法施行令 改正令附則第三条第三十四項の規定 により読み替えられた第九条の七第 七項に規定する国税の控除余裕額を いう。以下この項において同じ。） 、道府県民税の控除余裕額（地方税 法施行令改正令附則第三条第三十四 項の規定により読み替えられた第九 条の七第七項に規定する道府県民税 の控除余裕額をいう。以下この項に</p>

第九項			
以後	この項の規定に	のもの	
又は連結事業年度以後	<p>地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられたこの項の規定又は地方税法施行令改正令による改正前の地方税法施行令第四十八条の十三第九項の規定に</p>	<p>又は連結事業年度のもの</p>	<p>において同じ。）又は市町村民税の控除余裕額（地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余裕額をいう。以下この条において同じ。）</p>

		第九項第一号			
		第二項			
		各事業年度の			
		合併前三年内事業年度			
		をいい			
		を除くもの			
		とする			
		又は連結事業年度を除くもの		地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第二項	
		又は各連結事業年度をいい		各事業年度又は各連結事業年度の	
		又は連結事業年度を除くもの		合併前三年内事業年度等	
		とし、これらの連結事業年度のうち			
		に当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係（四年			
		旧法人税法第二条第十二号の七の七			
		に規定する連結完全支配関係をいう			
		。次号において同じ。）がある他の			

<p>前項後段</p>	<p>連結法人（四年旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（四年旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次号において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くも とする</p> <p>地方税法施行令改正令附則第五条第</p>

	第九項第二号			三十四項の規定により読み替えられた前項後段
分割等前三年内事業年度	をいい	を除く	とする	分割等前三年内事業年度等
又は各連結事業年度をいい	又は連結事業年度を除く	とし、これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の		

				第十項		
				前項		
				以後の		
				第二項		
				合併前三年内事業年度の控除限度超		
				過額		
				合併前三年内事業年度の区分		
				の控除限度超過額と		
				又は連結事業年度の控除限度超過額		
				と		
				又は連結事業年度の控除限度超過額		
				合併前三年内事業年度等の区分		
				超過額		
				合併前三年内事業年度等の控除限度		
				えられた第二項		
				同条第三十四項の規定により読み替		
				えられた第二項		
				又は連結事業年度以後の		
				た前項		
				三十四項の規定により読み替えられ		
				た前項		
				地方税法施行令改正令附則第五条第		
				のとする		
				連結事業年度又は事業年度を除くも		

第十項第一号		合併前三年内事業年度		合併前三年内事業年度等	
各事業年度		各事業年度又は各連結事業年度		各事業年度又は各連結事業年度	
第十項第二号		合併前三年内事業年度		合併前三年内事業年度等	
属する事業年度		属する事業年度又は連結事業年度		属する事業年度又は連結事業年度	
合併事業年度		合併事業年度等		合併事業年度等	
第十一項		第九項		地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第九項	
以後の		又は連結事業年度以後の		又は連結事業年度以後の	
第二項		同条第三十四項の規定により読み替えられた第二項		同条第三十四項の規定により読み替えられた第二項	
分割等前三年内事業年度の控除限度		分割等前三年内事業年度等の控除限度		分割等前三年内事業年度等の控除限度	
超過額		度超過額		度超過額	

第十二項	第十一項第三号	第十一項第一号	分割等前三年内事業年度の区分	分割等前三年内事業年度等の区分
			の控除限度超過額と	又は連結事業年度の控除限度超過額と
			分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
第九項	分割承継等事業年度	開始	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
			分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度
第九項	分割承継等事業年度	開始	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
			分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度
第九項	分割承継等事業年度	開始	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
			分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度
第九項	分割承継等事業年度	開始	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
			分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度
第九項	分割承継等事業年度	開始	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
			分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度
第九項	分割承継等事業年度	開始	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
			分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度
第九項	分割承継等事業年度	開始	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
			分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
			属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度

		第十三項					
第八項	以後	第九項	定める事業年度	第十項各号	合併前三年内事業年度	第八項	以後
同条第三十四項の規定により読み替	又は連結事業年度以後	た第九項 三十四項の規定により読み替えられ た第九項	定める事業年度又は連結事業年度	えられた第十項各号	合併前三年内事業年度等	同条第三十四項の規定により読み替 えられた第八項	又は連結事業年度以後 た第九項

		第十四項								
						第九項	定める事業年度	第十一項各号	分割等前三年内事業年度	
分割等前三年内事業年度	合併前三年内事業年度	法人三年前事業年度開始日	各事業年度	事業年度開始の日						
分割等前三年内事業年度等	合併前三年内事業年度等	法人三年前事業年度等開始日	各事業年度又は各連結事業年度	事業年度又は連結事業年度開始の日	た第九項	三十四項の規定により読み替えられた第九項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第九項	定める事業年度又は連結事業年度	えられた第十一項各号	同条第三十四項の規定により読み替えられた第十一項各号
									えられた第八項	分割等前三年内事業年度等

第十五項第二号イ		第十五項第二号		第十五項第一号			
外国法人の調整国外所得金額」とい	又は	第八項後段	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度	第十項	事業年度と	被合併法人等三年前事業年度開始日
外国法人の調整国外所得金額」とい	若しくは	た第八項後段	分割等前三年内事業年度等	分割等前三年内事業年度等	えられた第十項	事業年度又は連結事業年度と	被合併法人等三年前事業年度等開始日
外国法人の調整国外所得金額」とい		地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第八項後段			同条第三十四項の規定により読み替えられた第十項		被合併法人等三年前事業年度等

第十八項		
が第九項	各事業年度	第九項 う。）
が地方税法施行令改正令附則第五条	各事業年度又は各連結事業年度	第九項 地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第九項 う。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）第一条の規定による改正前の法人税法施行令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十五項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）

		第二十項					
以前	の規定により控除する	前三年内事業年度	各事業年度の	、第九項	分割等前三年内事業年度	第二項	以後
又は前連結事業年度以前	第二十六項の規定により控除する	前三年内事業年度等	各事業年度又は各連結事業年度の	替えられた第九項	分割等前三年内事業年度等	えられた第二項	又は連結事業年度以後
				、同条第三十四項の規定により読み替			第三十四項の規定により読み替えられた第九項

	第二十一項						
	第二十一項 以後	開始した各事業年度	合併前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度	前項	以後の	の法人税割
	又は連結事業年度以後	開始した各事業年度又は各連結事業年度	合併前三年内事業年度等	分割等前三年内事業年度等	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた前項	又は連結事業年度以後の	又は連結事業年度の法人税割
	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた前項						

	<p style="text-align: center;">第二十項</p>							
<p style="text-align: center;">第二十二項第一号</p>	<p style="text-align: center;">定める事業年度</p>	<p style="text-align: center;">合併前三年内事業年度の区分</p>	<p style="text-align: center;">国法人税等額</p>	<p style="text-align: center;">合併前三年内事業年度の控除未済外</p>	<p style="text-align: center;">外国法人税等額</p>	<p style="text-align: center;">合併前三年内事業年度等の控除未済</p>	<p style="text-align: center;">同条第三十四項の規定により読み替 えられた第二十項</p>	
<p style="text-align: center;">第二十二項第二号</p>	<p style="text-align: center;">各事業年度</p>	<p style="text-align: center;">合併前三年内事業年度</p>	<p style="text-align: center;">合併事業年度</p>	<p style="text-align: center;">合併前三年内事業年度</p>	<p style="text-align: center;">各事業年度又は各連結事業年度</p>	<p style="text-align: center;">合併前三年内事業年度等</p>	<p style="text-align: center;">合併事業年度等</p>	
<p style="text-align: center;">第二十三項</p>	<p style="text-align: center;">第二十一項</p>	<p style="text-align: center;">属する事業年度</p>	<p style="text-align: center;">属する事業年度又は連結事業年度</p>	<p style="text-align: center;">地方税法施行令改正令附則第五条第 三十四項の規定により読み替えられ</p>				

第二十三項第二号		第二十三項第一号								
各事業年度	分割等前三年内事業年度	開始	各事業年度	分割等前三年内事業年度	定める事業年度	分割等前三年内事業年度の区分	外国法人税等額	分割等前三年内事業年度の控除未済	第二十項	以後の
各事業年度又は各連結事業年度	分割等前三年内事業年度等	又は連結事業年度開始	各事業年度又は各連結事業年度	分割等前三年内事業年度等	定める事業年度又は連結事業年度	分割等前三年内事業年度等の区分	济外国法人税等額	分割等前三年内事業年度等の控除未	えられた第二十項	又は連結事業年度以後の
										た第二十一項
										同条第三十四項の規定により読み替

第二十三項第三号										
第二十四項										
	分割等前三年内事業年度	分割承継等事業年度	属する事業年度	事業年度開始の日	各事業年度	所得等申告法人三年前事業年度開始日	合併前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度	被合併法人等前三年内事業年度	被合併法人等三年前事業年度開始日
	分割等前三年内事業年度等	分割承継等事業年度等	属する事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度開始の日	各事業年度又は各連結事業年度	所得等申告法人三年前事業年度等開始日	合併前三年内事業年度等	分割等前三年内事業年度等	被合併法人等前三年内事業年度等	被合併法人等三年前事業年度等開始日
	とみなし									
	又は連結事業年度とみなし									

	前二項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた前二項
第二十五項	分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
第二十五項第一号	又は外国法人の調整国外所得金額	若しくは外国法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額
第二十六項	第二十一項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第二十一項
第二十八項	各事業年度 が第二十一項	各事業年度又は各連結事業年度が地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第二十一項

第三十項						
	以後	第二十項	分割等前三年内事業年度	、第二十一項	各事業年度の	第二項
以後の各事業年度						
又は各連結事業年度	又は連結事業年度以後	同条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項	分割等前三年内事業年度等	、同条第三十四項の規定により読み替えられた第二十一項	各事業年度又は各連結事業年度の	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第二項
又は各連結事業年度	又は連結事業年度以後の各事業年度					

(国民健康保険税に関する経過措置)

第六条 新令第五十六条の八十九及び附則第十八条の八の規定は、令和三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「並びに第九条の九の五第二項及び第三項」及び「及び第五十五条の四第二項から第六項まで」を削り、「同令」を「同令第九条の九の四」に改め、同項の表第九条の九の四第二項の項中「第九条の九の四第二項」を「第二項」に改め、同表第九条の九の四第三項の項中「第九条の九の四第三項」を「第三項」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ」を「第一号において「対象法人」という」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に」を「同項に」に改め、同表第九条の九の四第三項第一号の項中「第九条の九の四第三項第一号」を「第三項第一号」に改め、同表第九条の九の四第三項第二号の項中「第九条の九の四第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同表第九条の九の四第三項第三号の項中「第九条の九の四第三項第三号」を「第三項第三号」に改め、同表第九条の九の四第三項第三号の項中「第九条の九の四第三項第三

号」を「第三項第三号」に改め、同表第九条の九の五第二項の項から第九条の九の五第三項第三号の項までを削り、同条第六項中「並びに第四十八条の十五の四第二項及び第三項」及び「及び第三百二十一条の十一の三第二項から第六項まで」を削り、「同令」を「同令第四十八条の十五の三」に改め、同項の表第四十八条の十五の三第二項の項中「第四十八条の十五の三第二項」を「第二項」に改め、同表第四十八条の十五の三第三項の項中「第四十八条の十五の三第三項」を「第三項」に改め、「（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項」を「同条第一項」に改め、同表第四十八条の十五の三第三項第二号の項中「第四十八条の十五の三第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同表第四十八条の十五の三第三項第三号の項中「第四十八条の十五の三第三項第三号」を「第三項第三号」に改め、同表第四十八条の十五の四第二項の項から第四十八条の十五の四第三項第三号の項までを削り、同条第七項第一号中「若しくは第六十八条の八十八第一項」、「若しくは第六十八条の百七の二第一項」、「若しくは第六十八条の八十八第二項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）」、「若しくは連結所得（法第十四条第一項に規定する連結所得をいう。以下この号において同じ。）に係る

個別所得金額（法第三十八条第一項に規定する個別所得金額をいい、同条第五項に規定する申請をした連結法人（法第三十六条第一項に規定する連結法人をいう。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額」を削り、同条第十項中「並びに第三十二条の三第三項及び第四項」及び「及び第七十二条の三十九の四第二項から第六項まで」を削り、「同令」を「同令第三十二条の二」に改め、同項の表第三十二条の二第三項の項中「第三十二条の二第三項」を「第三項」に改め、同表第三十二条の二第四項の項中「第三十二条の二第四項」を「第四項」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ」を「第一号において「対象法人」という」に、「外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項」を「同条第一項」に改め、同表第三十二条の二第四項第一号の項中「第三十二条の二第四項第一号」を「第四項第一号」に改め、同表第三十二条の二第四項第二号の項中「第三十二条の二第四項第二号」を「第四項第二号」に改め、同表第三十二条の二第四項第三号の項中「第三十二条の二第四項第三号」を「第四項第三号」に改め、同表第三十二条の三第三項の項から第三十二条の三第四項第三号の項までを削る。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第八条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「若しくは第五十五条の四第一項」を削り、「第六項、」を「第六項若しくは」に改め、
、「若しくは第七十二条の三十九の四第一項」を削り、「、第三百二十一条の十一の二第一項若しくは第三百二十一条の十一の三第一項」を「若しくは第三百二十一条の十一の二第一項」に改める。

理由

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、通算承認を受けた法人の法人住民税について控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例等の細目を定めるとともに、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。